

平成24年3月愛荘町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成24年3月2日(金) 午前9時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 同意第 2号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 5 同意第 3号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 同意第 4号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 同意第 5号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 同意第 6号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 7号 秦荘東小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第10 議案第 8号 秦荘西小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第11 議案第 9号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプールおよびふれあい福祉施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第12 議案第10号 愛荘町環境保全のための特定旅館建築の規制に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 愛荘町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第12号 愛荘町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

- 日程第15 議案第13号 愛荘町税条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第15号 愛荘町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第16号 愛荘町公民館条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第17号 愛荘町立図書館条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号 愛荘町立歴史文化博物館条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第19号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第20号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について
- 日程第23 議案第21号 議会の議決を得た契約の変更について
- 日程第24 議案第22号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第25 議案第23号 平成23年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第24号 平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第25号 平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第26号 平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第27号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第28号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算
- 日程第31 議案第29号 平成24年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第32 議案第30号 平成24年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
- 日程第33 議案第31号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第34 議案第32号 平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第35 議案第33号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
- 日程第36 議案第34号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21

出席議員（16名）

1番 伊谷正昭君	2番 嶋中まさ子君
3番 城貝増夫君	4番 高橋正夫君
5番 外川善正君	6番 徳田文治君
7番 村木嘉博君	8番 河村善一君
9番 西澤久仁雄君	10番 小杉和子君
11番 吉岡ゑみ子君	12番 瀧すみ江君
13番 森隆一君	14番 竹中秀夫君
15番 辰己保君	16番 本田秀樹君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村西俊雄君	副町長	宇野一雄君
教育長	藤野智誠君	総務主監	福田俊男君
理事	細江新市君	教育次長	村西作雄君
給食センター所長	満島徳男君	住民福祉主監	杉本幸雄君
収納管理主監	辻善嗣君	総務課長	小杉善範君
農林建設主監	田原秀郷君	農林商工課長	北川元洋君
図書館長	西河内靖泰君	学校教育課長	國領順子君
子ども支援課長	川村節子君	健康子ども対策主監	小西文子君
住民課長	徳田幸子君	環境対策課長	飯島滋夫君
福祉課長	野々村たつ江君	管理課長	北川孝司君

事務局職員出席者

議会事務局長	山田清孝	書記	田中智子
--------	------	----	------

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（本田秀樹君） 皆さん、おはようございます。

3月に入りまして春が近づいてまいりました。また、インフルエンザ、風邪等が流行しておりますので、身体には十分注意をしていただきたいと思います。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成24年3月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

本日、滋賀県聴覚障がい者福祉協会から傍聴席で手話通訳をされます。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（本田秀樹君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（本田秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。また、改期日程は先に配付のとおりです

◎町長提案趣旨説明

○議長（本田秀樹君） 町長提案趣旨説明。町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長（村西俊雄君） 皆さん、おはようございます。大変春らしくなってまいりました。日に日にこれから暖かくなっていくのではないかとこのように思う昨今でございます。

それでは、本日、ここに平成24年3月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、早朝よりご出席賜りまして厚く御礼申し上げます。平素は、議員各位におかれまして、町政各般にわたり、格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に提案いたします議案について、ご説明を申し上げます。

まず、臨時案件であります。教育委員会委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして同意を求める案件、合わせて5案件、公の施設における指定管理者の指定につき議決を求めることについて3件、条例制定ならびに条例改正案件11件、議会の議決を得た契約の変更につきまして1件、平成23年度愛荘町一般会計補正予算ならびに特別会計補正予算、合わせまして6案件、平成24年度愛荘町一般会計予算ならびに各特別会計予算、合わせまして7案件、合計33案件をご提案させていただきました。

それでは、議案ごとに説明をさせていただきます。

まず、同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4第1項の規定により同意を求めるものでございます。

次に、同意第3号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、地方公務員法第9条第2項の規定により同意を求めるものでございます。

次に、同意第4号・5号・6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、地方税法第423条第3項の規定により同意を求めるものでございます。

次に、公の施設における指定管理者の指定議決案件3件につきまして、説明いたします。議案第7号 秦荘東小学校区学童保育所の指定管理者の指定ならびに議案第8号 秦荘西小学校区学童保育所の指定管理者の指定の2件につきましては、両学区の学童保育所の設置に伴い、平成24年4月1日から指定管理を行うため、指定管理者の指定につき議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第9号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプールおよびふれあい福祉施設の指定管理者の指定につきましては、平成24年3月31日をもって指定管理機関が満了いたしますので、再度、指定管理者の指定につき議決を求めるものでございます。

次に、条例制定ならびに改正条例の議決案件11件につきまして、説明いたします。

議案第10号 愛荘町環境保全のための特定旅館建築の規制に関する条例の制定につきましては、湖東三山スマートインターチェンジの設置に伴いラブホテルやモーテルのような施設の建築が懸念され、町民の清浄な生活環境および青少年の健全育成に必要な教育環境ならびに完全保全を図るため、特定旅館建築の規制に関し条例を制定

するものでございます。

議案第11号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正条例につきましては、特定旅館規制審査会委員の報酬を追加するため、関係条例を一部改正するものでございます。

議案第12号 愛荘町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正条例につきましては、障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律、この法律の施行に伴いまして、関係条項の改正を行うものです。

議案第13号 愛荘町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税、町たばこ税について、税条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第14号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、認可地縁団体にかかる証明書および印鑑登録証明書の発行に伴う手数料について、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第15号 愛荘町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律による行政財産の貸付可能範囲の拡大に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第16号 愛荘町公民館条例の一部を改正する条例につきましては、老朽化した秦荘公民館を廃止し、愛知川公民館において統括的に取り組みを行うため、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第17号 愛荘町立図書館条例の一部を改正する条例につきましては、図書館法で定められていた図書館協議会委員の任命基準を、地方公共団体の条例で定めることとされたため、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第18号 愛荘町立歴史文化博物館条例の一部を改正する条例につきましては、博物館法で定められていた博物館協議会の委員の任命基準を、地方公共団体の条例で定めることとされたため、関係条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第19号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、道路法施工令の一部改正が行われたことにより、関係条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第20号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、滋賀県市町村職員研修センター規約の変更をお願い

いするものであります。

次に、議案第21号 議会の議決を得た契約の変更につきましては、秦荘東小学校大規模改修第2期工事および秦荘西小学校厨房室等改修工事にかかる契約の変更をお願いするものでございます。

次に、議案第22号から議案第27号までの6議案につきましては、平成23年度愛荘町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算であります。

まず、議案第22号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算（第12号）でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ526万7,000円を減額し、総額を88億6,331万5,000円をお願いするものであります。

それでは、歳入補正の主なものを申し上げます。まず、町税であります。主要法人の業績復調により、法人町民税1億2,800万円の増収見込みなど、合わせて町税2億3,600万円の追加であります。

国庫支出金につきましては、子ども手当給付事業負担金が、制度改正により8,570万3,000円の減額、愛知川小学校等空調改修事業に充当する学校施設環境改善交付金3,191万7,000円の追加などであります。

繰入金につきましては、財政調整基金、地域基盤づくり推進基金、福祉保健基金など、各基金の繰入につきましては、これを取り崩さなくてもいける見通しが立ちましたので、基金で1億3,599万1,000円を減額するものであります。

町債については、合併特例債において、小学校空調改修事業に充当する7,900万円の追加がございしますが、一方、給食センター整備事業など、教育施設の整備事業の完了によりまして、執行残が出まして5,540万円を減額するものであります。

一方、歳出につきましては、子ども手当給付事業が制度改正によりまして、給付額の変更により9,034万8,000円の減額、予防接種事業のうち、日本脳炎予防接種者あるいは子宮頸がん等ワクチン接種者が増大したことによりまして508万1,000円を追加するものであります。

教育費のうち、施設整備事業が完了したことによりまして、秦荘東小学校大規模改造事業2,150万円の減額、多目的グラウンド新設整備事業6,460万円の減額、給食センター整備事業1,570万円の減額、一方、平成24年度当初予算で計上予定でありました愛知川小学校、愛知川東小学校の空調改修事業1億1,260万2,000円が平成23年度において採択されたため、全額繰越事業として追加をするものであります。

公債費では、高金利で貸し付けを決定しています起債について、繰上償還を行うため1億3,377万8,000円を追加いたしました。

次に、議案第23号 土地取得造成事業特別会計の補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ1,000円を追加するものであります。

議案第24号 国民健康保険事業特別会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ6,914万2,000円を追加するものであります。

次に、議案第25号 後期高齢者医療事業特別会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ221万4,000円を減額するものであります。

次に、議案第26号 介護保険事業特別会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ1,540万円を減額するものでございます。

議案第27号 下水道事業特別会計補正予算でございますが、第1表の繰越明許費についてお願いをするものであります。

次に、議案第28号から第34号まで、来年度、平成24年度の一般会計および6つの特別会計の予算でございます。

平成24年度の予算規模は、一般会計84億1,400万円で、前年度当初比800万円の減、0.1%の減でございますが、特別会計におきましては42億7,883万円で、前年度当初比1億5,351万円増となりました。

一般会計歳入面では、自主財源の大部分を占める町税収入のうち、法人町民税は企業収益の減少が見込まれることから、前年度当初比4,680万円の減額で2億9,310万円を見込んでおります。法人町民税は年少扶養控除の税制改正の影響等により5,990万円の増の町民税総額8億3,880万円を見込んだところであります。

次に、地方交付税につきましては、ほぼ前年度並みの20億1,300万円を計上いたしました。

また、地方債につきましては、前年度当初比2,760万円の増となり、地方交付税の振替分として、後年度に償還額が交付税算入される臨時財政対策債は8,000万円減の5億2,000万円を計上いたしました。

繰入金は、前年度当初比2億5,800万円増を見込んだところであります。

このような状況のもと、歳出面につきましては、合併後において実施してきた大規模な施設整備計画は減少したものの、情報システムの更新により、総務費において2億7,000万円増を計上いたしました。

教育費では、教育施設整備事業の完了により 3 億 5,662 万円の減、労働費では、緊急雇用創出特別事業の大幅な縮小によりまして 6,148 万円減、半減であります、そういう額になりました。

また、諸支出金では、合併特例債を活用した合併振興基金を創設し、今後、計画的な運用を図るため、おおむね 2 億円程度を毎年積み立てる予定であります。国の政策である子どものための手当給付事業 4 億 8,000 万円余りですが、それと緊急雇用特別推進事業 4,680 万円を歳出総額から差し引きますと、一般会計の予算規模は 78 億 8,000 円程度となるわけであります。

主な事業といたしまして、簡単に紹介をさせていただきますと、愛荘町幼児保育・教育検討協議会を設置いたします。これはつくし保育園の整備検討、子ども園構想等を、24 年度に協議会を設置して検討を図ってまいりたいと。

それから、地域防災計画の検討をいたします。避難勧告、指示の伝達マニュアル、原子力災害対策等について見直しをしていきたいというふうに考えています。

自治基本条例の制定で住民フォーラム等の開催を予定をいたしております。

また、医療関係では在宅医療、また休日急病医療等の検討、愛荘町の医療を考える検討会の設置をしていきたいというふうに考えています。

それから、地域活性化住宅の省エネ改修事業として 20 万円以上の自宅の修繕補修等の工事費の補助を計上いたしております。併せまして、太陽光利用の補助につきまして、目標として、愛荘町に 1,000 戸程度の設置を目指し、24 年度は 50 戸設置の最高 12 万円、1 キロワット 3 万円でございますが、この事業を継続をしていきたいということでございます。

それから、愛荘町立の中央スポーツ公園の供用開始が始まりまして、これの施設運用管理料を計上させていただきました。

それから、小中学校の全校にエアコンを設置するのを目的に、残っております愛知川小学校、愛知川東小学校の設置費 1 億 1,200 万円を計上いたしております。

それから、教育関係では郷土読本というのを編集を発行していきたい。これは町の自然・歴史・環境・産業などをまとめた小学生用の副読本の編集、これからの愛荘町を担っていただける子どもたちのために、この町の紹介をする副読本の編集発行を計画いたしております。

以上、平成 24 年 3 月愛荘町議会定例会に提案をさせていただきました。何とぞ慎

重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（本田秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番、伊谷正昭ら君、2番、嶋中まさ子君を指名します。

◎会期の決定

○議長（本田秀樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの22日間に決定しました。

◎一般質問

○議長（本田秀樹君） 日程第3 一般質問を行います。順次、発言を許します。

◇ 伊谷正昭君

○議長（本田秀樹君） 1番、伊谷正昭君。

〔1番 伊谷正昭君登壇〕

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。ただいまから一般質問をさせていただきます。

昨年の3月11日に発生をいたしました巨大地震は、東日本地方に地震とまた津波により、未曾有の被害をもたらしました。改めて、その恐ろしさを認識をさせられたわけではありますが、また東京電力の福島原発の惨状は、今までの原子力発電に対しましては、安全神話を一気に覆す大惨事となりました。まったくコントロール機能を失ってしまうとともに、放射線汚染の直接被害、それから、とどまるところを知らない風評被害を含めて、1年を経過をしようとしておりますが、いまだに収束の目途すら

立っていない現状が続いております。

各地で発生をしております自然災害や集中豪雨の被害などから、災害に対する住民の関心と認識が急速に高まってまいりました。愛荘町におきましても、近い将来、東南海・南海地震の発生の予想もされ、また、県内には多くの断層が存在をし、特に琵琶湖西岸断層地震は、今後 30 年に発生する確率が日本で 7 番目に高いと言われております。

何時地震が発生してもおかしくない状態が、状況が続いていますことから、さまざまな防災対策が講じられていますが、しかしながら、今回の東日本大地震の被害の大きさを見るにつけ、愛荘町の安全対策につきましても、もう一度再点検をするとともに、また、広域的な災害に対する取り組みの強化を図らなければなりません。

各地区の防災対策態勢の見直しと充実が求められると思いますが、備えあれば憂いなしと、昔から言われていますが、必ずしもその域を超えてしまうものもあり、また、万全を期することでいろいろと施策をしてこられました、その想定範囲を超えるということもあり得ることが現実として証明をされてしまったわけで、より一歩でも安全安心なまちづくりに向けての、いくつかの点でお尋ねをさせていただきたいと、このように思います。

まずはじめに、国・県の指針や方向性を見定めながら、住民の意見を聴く機会の設定やパブリックコメントなど十分行った上で、地域防災計画の見直しをしていかなければならないと考えるわけです。震災後 1 年を過ぎようとしています、改めて見直す必要がある項目とか、今後の日程についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

次に、情報の伝達についてであります、今日までテレビ・ラジオまた携帯電話と、あらゆる情報源から一斉に予知情報が発せられるというシステムが構築をされ、本町におきましても、防災行政無線さらに有線放送が整備されていることから、いち早く情報の発信をされるというふうになってきております。しかし、今日まで大きい災害時を見る限り、身近な情報が入りづらい状況により、大きな課題があったと認識をしております。特に、停電により N T T 回線の不通となり、携帯電話がかかり難く、大きく問題を残したものと思っております。

行政のきめ細かい伝達の窓口ではなく、防災あるいは除雪などの際にも、地域の情報の拠点づくりをつくる必要があると思うわけです。本町におきましても今日まで大きい災害がなかったこともあり、情報が適切につながらなかったなどの経緯がなかつ

たように思われるので、見直しの時期でもあります。

このようなことから、メールによる情報の伝達が有効であると考えております。職員以外にも、我々議員あるいは登録する町民などにも、随時メールの情報提供が有効であると認識をします。メール活用策について、導入について、総務主監の見解を求めるところであります。

次に、住民の生命を守る「事業継続計画」ビジネス・コンティニューイティ・プラン（BCP）の策定について、質問をさせていただきます。

災害からまもなく1年になろうとしておりますが、復興・復旧がなかなか進まない中、特にこの冬の厳しさを思えば、心が凍る思いがあり、改めてお見舞いを申し上げたいと思います。私たちを取り巻く環境も、一触即発であります。東南海・南海地震に加えて、琵琶湖西岸断層地震などの発生が何時起こるか、決してそれに一喜一憂するわけではありませんが、生命の命を守るという行政の使命と責任の上からも、もう一度、備えを見直すことが最優先課題であると思います。

そういった意味から、視点を変えてお伺いをさせていただきたいと思います。本町における地域防災計画は、災害発生時などに実施すべき対策事項や役割分担を規定をし、復旧・復興などの対象となっております。災害時には必ず言われるのが、想定外という言葉であります。つまり、地域防災計画は決してオールマイティではないということだと思っております。

想定外の事態を防ぐには、まず、役場の機能が一時的に失われることも含めて、地域防災計画という災害対応策計画を見直して、万全の準備をしなければならないことがBCP（事業継続計画）であると思います。内閣府の地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きと解説によりますと、地域防災計画とBCPの違いが明確に示されております。

地域防災計画は、自治体が発生時または事前に実施すべき災害対策にかかる実施事項や役割分担を規定することです。BCPは、限られた資源、つまりその時に残っている人、物を活かして、非常時に優先業務を目標の時間・時期までに実施できるようにするための計画であります。そのほかに行政の被害、対象とする優先業務、業務開始目標時間、職員の飲料水・食料、トイレなどが確保の計画で、こういう違いがわかります。特に大事なことは、役場そのものの被害であり、建物・職員、電力、情報システムなどが失われたことも想定するのがBCPでもあります。

いずれにしても、行政の使命は、住民の生命・財産を守ることであり、地域防災計画とは別に、このBCPを早急に策定する必要があるかと考えております。そこで、町長の見解を求めるところであります。

最後に、地域防災計画におけます防災教育の位置づけと、防災の教育のカリキュラムへの導入など、具体的な事業化の可能性について、防災教育がなぜ重要なのか、とりもなおさず、次世代の社会における担い手をつくるのが防災体制の強化に直結することだと思っております。防災教育のあり方が社会の根っこをつくることだと思っております。

そこで、教育長にお尋ねをさせていただきたいと思っております。本町においての地域防災計画の見直しを進める中で、防災教育について、どのように位置づけていくか、現在の方針を示していただき、また、防災を行政に委ねることなく、主体的に命を守ることの重要性を、教育現場での子どもたちに伝えることができ、主体的な避難行動につながると考えます。防災教育の教育現場での実効性にするために、本町としてどのような取り組みが必要だと考えておられるか、中長期の将来計画を含め、答弁を求めるところであります。

以上、質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 伊谷議員のご質問のうち、防災に備えた事業継続計画について、お答えをさせていただきます。

伊谷議員からは、いつも前向きな新しいテーマをご提案いただきまして、私もその都度、勉強させていただいているところでございますが、今般ご提案のBCP、つまり災害時における事業継続計画につきましても、認識を新たにし、敬意を表する次第であります。

早速、私も内閣府の防災力向上に関する専門調査会発行の事業継続ガイドラインに目を通しました。平成17年にすでに中央防災会議で議論され、この委員に県立大学の柴田いずみ先生が入っておられることもわかりました。柴田先生は、私はよく知っているのですが、民間企業では、昨年もタイの洪水や地震によって多くの日本企業が操業停止になり、甚大な被害を被りました。企業にとって、こういった事態は、生産体制の復旧如何によっ

ては、企業の存亡に関わる極めて重大な事態であります。

B C P、これは予期せぬ災害や事故の発生時に、早期に事業活動を復旧、再開して、継続できるよう、事前に策定される行動計画であります。B C Pは、企業の危機感からスタートしておりますが、私たち住民の生命、生活の維持に責任を負っている行政にとっては、まさに企業以上に重要な課題だと気づいた次第であります。

昨年の東日本の大災害は、多くの教訓を残しました。最も基幹的な住民情報が津波によってすべてを奪われ、何も残っていない町もあったと聞いております。そういった時に、住民データが別に遠隔地にあったことによって住民情報が助かったと、そういったところは、早々と役場業務が再開できたということも報じられておりました。

発災時に損害を最小限にとどめ、町民の生命や生活の保護、町の機能の維持を早急に復興し、平常時の業務を継続できるよう、事前に行動計画を策定しておかなければならないと考えます。24年度防災計画の見直しとあわせて、このB C P、つまり事業継続の行動マニュアルの策定に、ぜひ取り組んでまいりたいと考えております。とりわけ、日常業務に活用しております電産システムにおいては、住民情報や税情報、各種保険情報などが集積されており、現在、事務コストの大幅軽減とあわせて、災害時のデータ保存に備えるため、県内6町が共同利用できる自治体クラウドの整備に向けて検討を開始しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

〔総務主監 福田俊男君登壇〕

○総務主監（福田俊男君） 私の方からは、ご質問の1点目の東日本震災の教訓を受けて地域防災計画の見直しの骨子と今後の日程についてと、2点目の情報伝達の有効性について、お答えをいたします。

まず、1点目の見直す必要のある項目や今後の日程についてであります。東日本大震災は地震、津波に加え、福島第1原発事故はE P Z（緊急時計画区域）でございますが、E P Zを超える広い範囲で放射性物質が放出をされ、各地に甚大な被害をもたらしました。滋賀県においても、隣接する福井県若狭地方に原子力発電所が多数立地いたしており、万一の事態が発生した場合、相当な影響が懸念されます。

国では原子力事故への対応と教訓を踏まえ、原子力災害対策特別措置法の改正、防災基本計画、防災指針等の改定の準備が進められております。また、滋賀県において

も、防災指針の見直し状況を踏まえ、地域防災計画（原子力対応編）でございますが、見直しがされておりまして、本町におきましても、災害対策の根幹となる愛荘町地域の防災計画について、平成24年度から2ヵ年計画で見直しを予定いたしており、その経費の一部を当初予算に計上させていただいたところでございます。

愛荘町地域防災計画の見直しにあたっては、県の地域防災計画（原子力対策編）の見直しと、整合性を図りつつ、原子力災害対策編の作成や地域防災計画、職員初動マニュアルおよび国民保護計画の修正などに取り組むことといたしております。

また、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づきまして、県をはじめ警察、消防防災関係機関、教育委員会および町議会、区長会代表などで構成をいたします愛荘町防災会議において、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の情報伝達の有効性についてであります。町では情報伝達手段として、防災行政無線により緊急放送するほか、24時間体制で全国の大規模テロ情報や地震情報、火山情報等必要な情報を自動的に放送する全国瞬時警報システムを、平成23年度に導入いたしました。また、あいしょうタウンメールに登録していただきますと、防災情報を配信するサービスを実施いたしております。

災害時の情報伝達手段としまして、音声での情報伝達に加え、文字情報等での情報伝達が有効であります。東日本大震災の教訓から、現在、国において非常電源の強化や遠隔操作による防災行政無線の起動、システムの耐災害性の向上など、多様なニーズに対応できるよう、実証実験や住民への情報伝達手段システムに関する推奨仕様の策定に向けて検討がなされておりまして、今後の動向を見極めたいと考えております。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

○教育長（藤野智誠君） 伊谷議員の防災教育について、答弁をいたします。

まず、1点目の地域防災計画と防災教育の位置づけについての方針ですが、愛荘町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、平成18年度に、地域ならびに町民の生命、身体および財産を災害から保護し、また災害による被害を軽減し、減災の備えの充実を目的として策定されました。この中では、各学校は子どもたちの保護安全のため、施設の保安管理や防災教育および避難訓練の実施に努めるとしてまいります。

これを受けて、各学校は、消防防災計画を立て、火災時や震災、災害時の子どもの保護安全のため、避難訓練や防災教育を進めています。防災教育に関する現在の方針としては、町の地域防災計画に基づき進めていっております。

2点目の防災教育を教育現場で実行するための中長期的な設計についてですが、東日本大震災の教訓を受け、想定外の事態を考え、見直しは本町においても喫緊の課題ととらえ、進めていただいております。

教育現場においても、消防防災計画を立て、年間を通し、訓練や命の大切さを理解させ、自らの命を守る教育を進めております。例えば、命の大切さについて道徳や学級指導など、生活全般を通して指導をしております。また、避難訓練においては、時間帯を授業中や休み時間などに変え、臨機応変に対応して、子どもたちが主体的に避難できるように訓練をしています。

しかし、現在のところは、避難場所が運動場や体育館での訓練でありまして、想定外の事態についての訓練はできておりません。長期的には想定外の事態においても臨機応変に対応し、主体的な行動が取れる子どもの育成が目標であります。そのために、地域と学校が連携した防災訓練を設定する必要があると考えております。

今後は町の改訂される防災計画に則り、各校の消防防災計画を改訂したいと考えております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 今の質問に対して、再質問をさせていただきたいと思います。

1つは総務主監にお尋ねするわけですが、1つは自主防災組織の育成と強化ということで、お尋ねさせていただきたいと思います。災害時における被害の防止、または軽減を図るために、住民自ら防災活動を行う組織として、自治会による自主的な自主防災組織の推進をされておられると思いますが、危機管理意識や防災委員などの整備状況は各自治会によってばらつきがあると思っております。確かに、各自治会の中では、それぞれ置かれている状況が違いますので、本町のすべての自治会に申しますか、自主防災組織の結成促進をどのようにご指導していただいておりますかということ、2点目は自主防災組織の重要性をさらに、そういう啓発はどのように推進をされておられるのかということ、3点目に組織運営などに関する指導組織の補償に関する救済措置と本町の地域防災計画との整合を保った防災計画の策定指導をどのような形、方向性で考えておられるか、その3点をお聞きさせていただきたいのと、もう1

つ、先ほど見直しの中でお話ございました原発事故の対応についてであります、先の新聞によりますと、県は屋内退避やヨウ素剤などの対策を準備する地域の範囲を、国の参考値とする原発から 50 km圏内から、滋賀県全域を取り入れると、こういうことを言っておられました。県の防災計画は 2012 年度から取り入れ、災害時に対応に生かすということで、2012 年度から避難や安定ヨウ素剤の備蓄の方法を考えるというふうに記事には書いておりましたが、本町において今後どのような対応、どのように対応していくか、答弁を求めるところであります。

もう 1 点、2、3 年前に町の総合防災マップという形で、1 つは洪水ハザードマップを発行をされております。その中で、ハザードマップを見ておられますと、国道 8 号より西部地区では集落の約 70%以上が 1 m から 5 m 未満の水深予測区域というふうにされておられました。その集落の中に、ほとんどの集落に公民館が避難施設と、避難場所として指定をされておられますが、この場合、果たしてこういう場所が安全であるかということが、ちょっと疑問に思います。こういう洪水に対しまして事前の備えということで被害を軽減をすることができるというように表示をうたっておりますし、また、早い目には避難することに心がけましょうとありますが、そういう地区はどこへ避難をしたらいいのか、それをちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

もう 1 つですね、地震ハザードマップも同時に発行、発刊されておまして、全戸に配付されていると思いますけれど、これも地震のハザードマップによりますと、国道 8 号の西部地区全域、また石原地区、川久保地区が震度 6 強では液状化の可能性が高い、危険地域と予想をされていますが、備えという観点から、日頃からどのような防災対策を地域としては立てればいいのかということをお教えいただきたい、そういうことについて答弁を求めるところであります。以上です。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（福田俊男君） ご質問にお答えしたいと思います。大きくは 6 点のご質問をいただいたと思いますので、順不動になるかもわかりませんが、かいつまんでご説明したいと思います。

まず、自主防災組織の関係について、3 点いただいたと思いますが、その中でも、組織の育成等の観点でございますが、現在、愛荘町につきましては、59 集落中 14 集落で自主防災組織の設立をいただいております。

この組織の中身につきましては、規約等で参考をお示しさせていただいておりますが、それぞれの活動班等を組織の中で編成いただいて、それぞれの災害に応じた対応の活動をいただけるような組織編成等をいただいているものでございます。

県下の状況を申し上げますと、だいたい平均でいきますと 80%弱ぐらいの組織率があるようでございますが、まだまだ愛荘町におきましては低い状況でございまして、自主防災組織の育成につきまして、毎年、区長総代会等で周知をさせていただきながら、啓発の冊子手引きなり、あるいはまたビデオ等での組織づくりに向けての取り組みについてお願いをいたしておるところでございます。

併せて、その育成の中での助成等のこともおっしゃっていただきましたが、現在、まちづくり補助金の中に、いくつか消防防災関係の補助制度を設けさせてもらっております。消火栓から、あるいは消防器具あるいはまた防火水槽なり、いろいろな施設の、それぞれ補助基準を設けさせていただいて、取り組みをいただいているということで、そういう中でお願いをしているところでございます。失礼しました。自主防災組織につきましては 28 集落でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、3 点目の活動における補償の関係でございますが、この計画の中では補償の部分はうたっておりませんが、それぞれ自治会におきまして、ちょうど今募集の切り替え期間になりますが、自治会保険をお入りいただいておりますので、活動中におきます事故等の対応につきましては、自治体保険で補償の対象に出きると推測をいたしております。

それから、以下につきましては、原発に関するご質問をいただきました中で、いわゆる退避区域等の拡大の話が滋賀県の中で発表されたところでございますが、滋賀県につきましては、ほぼ 19 市町村、問題的には 18 市町村がこの区域に該当するというところで、全域を今回区域ということで進められております。

そういう中で、災害時の対応の処置としてのヨウ素剤等の確保というふうなお話でございますが、これらにつきましても来年度予算の中におきまして、原子力災害対応をするなり、そういうようなものについては一定の備品を備蓄をさせていただこうという中、かねてから予算計上をいたしておきまして、特にヨウ素剤につきましては、これも保管管理については薬剤師等の指導のもとに行うというようなことになっております関係から、現在のところはその保管の方法なりを検討していただいて今後の検討にさせていただきたいと思っております。

次に、2点ご質問いただきました総合防災マップの関係でございますが、1つ目の洪水ハザードマップの関係でございますが、先ほどおっしゃっていただきましたように、ほとんど色塗りさせていただいている地図を見ていただきますと、西部地域につきましては、色が赤く塗ってある部分がございます、おっしゃっていただきますように、だいたい5 mぐらいの範囲内での浸水想定区域がその中に該当してまいります。

その時の避難勧告等、あるいは避難指示等の対応でございますが、基本的におっしゃっていただきましたように、各集落の公民館等を一時避難施設として設定をさせていただいて、その次に小学校区ごとに拠点施設ということで移動を考えさせてもらっておりまして、とりあえず、まずは先ほど答弁でも申し上げましたように、防災行政無線あるいは消防関係者を通じまして、災害防災対策につきましては、避難にあたっての周知をまずさせていただいて、一時的には公民館等にお集まりいただいて、そこに一定集団等になっていただいて、次の拠点施設あるいはまた高台等への指示をさせていただこうかなと、こういうふうなことで、即、大きな災害がおこって、すぐにどこどこに行くというふうな形も考えられますが、一定は人員の把握等も必要になってきますので、一時避難場所できりあえずはまとまらせていただいて、時間的な経過とともに安全な場所に移動をしていくように考えさせていただいております。

最後に、地震ハザードマップの関係でございますが、これにつきましても、お話のように、ほとんどが液状化現象が想定をいたしております。これらの対応について、日頃からというふうなお話でございますが、先ほども自主防災組織での関係で3点の中で、計画づくり、あるいは都市づくりの中での活動範囲等にとっても、その中で連携しておりますので、今からそういう災害に備えても活動対応ということで、訓練を通じて、それらの対応を図っていききたいと、こういうふうにご考えさせていただいております。

非常に、簡単と言いますか、雑駁にご説明させていただきましたが、以上です。

○議長（本田秀樹君） 伊谷正昭君、再質問の前に再々質問を一言言っておきます。一般質問通告書と再質問が少しずれている部分がありますので、再々質問の時には関連しながら再々質問をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。再々質問をさせていただきたいと思ひます。

今ほどの再質問の答弁の中で、総務主監がおっしゃっていただきました自主防災組

織についてであります、これは今度の見直しの時に組み入れるかということをお聞きさせていただきたいのと、この見直しの中で、今の防災会議でつくっておられます地域防災計画書が大変ぶ厚いと、一般に私どもが見られる状態ではありません。見ても中身を見ますと、一般的な事項しか書いていません。特に愛荘町のそういう防災計画が1つも載っていないというのが現状であろうと思いますので、今度の見直しの際には愛荘バージョンで見直しということをご希望いただけるかということ、答弁を求めるといふことでもあります。

その中で、もう1つは、最近では災害になりますとボランティアというのが出てきます。このボランティアも一応載っておりますけれど、ボランティア等とか、その支援の推進をどのように考えておられるのかということと、これは社協になるかもわかりませんが、町としてのお考えを、定義をお願いしたいと、こういうふうに思います。

もう1つ、PCBの件であります、これも総務主監でいいと思いますけれども、下水道のPCBについてお聞きをさせていただきたいということです。地震により下水道施設などは被害をした場合でも、下水道は果たすべき機能は継続的に確保しなければなりませんし、下水道施設が復旧するまでの間、代替手段、より同様の機能を提供するための計画であると思いますので、地震時に下水道が果たすべき機能、トイレの使用確保とか、公衆衛生上の保全、浸水被害の検討について、どのようにお考えか、定義をお願いしたいというところです。

もう1点、教育長にお尋ねをさせていただきますが、先ほど答弁にもありましたが、もちろん確認をする意味から防災教育について、防災教育は教える側にも教えられる側にも実感を伴うことが実効的に結びつくと思われまますので、その意味から、今回の大震災の記録が鮮明に残る今こそ、私たち愛荘町の町民の生命を守るためにも、防災教育に本気に取り組む必要があるかと考えますので、その点もひとつ答弁をお願い申し上げて、再々質問を終わらせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

○教育長（藤野智誠君） 伊谷議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

本町のみではありません。滋賀県もしくは全国統一して、そんなことで、学校での防災教育が必要と考えております。24年度の学校教育の指針というところで、滋賀県の教育委員会も防災教育を大事なところとして出してきております。先ほどお話にあ

りましたように、いわゆる町民と一体化するというような意味で、信頼される学校づくりという、そういうポイントの中に防災教育の推進というのを、24年度は明示するという形で案が出されております。

また、地域と連携した信頼される安全安心な学校づくりということで、非常に細やかなイラストをつくりながら、また防災教育の推進ということで、幼小中高、地域社会全体ということの計画も出される予定になっております。

また、滋賀県では学校防災の定義という案が3月に完成する予定になっておりまして、そういったものも含めて、町の防災計画とともども、学校教育の中で防災教育を進めていきたいと、そのように思っております。よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（福田俊男君） 再々質問にお答えをしたいと思います。

大きく2点のご質問でございますが、1点目の今回の地域防災計画に合わせて愛荘町バージョンの計画をというふうなところ辺でございますが、この計画の策定につきましては、先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、災害対策基本法に基づきまして、この計画の策定をしております、したがって、策定にかかります委員の方々につきましても、県の関係者、あるいはまた消防防災関係機関の方々、あるいは自衛隊とか、そういう関係団体等が組織をつくっていただいて、一定の討議をしながら検討をさせていただいて、計画を策定させていただいたところでございます。

具体的には愛荘バージョンというふうな形になってきますと、この計画の中で、いわゆる災害時の対策本部等の設置をしなければいけませんので、その中に1つの指示系統をはたしてもらっております。

当然、先ほど言いましたように、大きい災害になってきますと、国県等災害対策本部等、あるいはまた警察関係、そういうところからの情報も入ってまいりますし、消防団の関係からもそういう情報も入ってきます。そういうようなものを情報把握をしながら、一定災害対策本部におきまして、町の消防団の関係なり、あるいは先ほどから申し上げておりますように、自主防災組織を通じて情報を流していただきながら活動をするなり、あるいは自警団にもそういう活動のお願いをさせていただきながら、取り組みをさせていただくように思っております。

愛荘町の地域防災計画とは別に、別途の各自主防災組織の計画というのは、今のところは考えさせてもらっておりません。地域防災計画の中で、その部分については1

つものとしてで示させていただきたいと思っております。

併せて、ボランティアの関係につきましては、現在はボランティア連絡協議会で、主には社会福祉協議会の事務局に今はなっておりますが、そこで事業展開等をいたしております。会員の募集につきましても、ここで今のところ行わせてもらっております。そこで災害が起こってまいりますと、町のボランティア連絡協議会だけではなく、町外の関係のボランティアなり、協議会等を通じて、組織であげての願いをするという形になってこようと思っております。災害時にはボランティア連絡協議会だけではなく、人道奉仕を精神とされています奉仕団、赤十字奉仕団等の団体もございまして、そういう防災の活動に寄与いただいております関係団体等につきましても、この計画の中で役割の分担を明記をさせていただこうかなと、こういうふうにも思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、PCBの関係の中で、下水道の関係の対応をどうするかというふうな話でございます。これからの下水道だけに限らずに、災害が起こりますと日常生活あるいはライフラインの関係につきましましては非常に危惧をいたすところでございまして、これの復旧につきましては、一日も早く対応することが基本でございます。現在のところ、作業の方法としては、それぞれの項目別には項目策定はいたしておりませんが、自治会内での、いわゆる災害応援協定あるいはまた消防関係の応援協定、あるいはまた民間企業さんと町において災害時におけます生活物質等の応援協定、あるいはまた今の水道等の配管等の、それぞれ業種ごとによっては、そういう協定を結ばせてもらって、非常時の対応に備えているというような状況でございますので、そういうふうな相互協定をしながら、取り組みを進めていきたいなというようなことを思っております。

今、具体的にご質問をいただいた下水道等につきましては、公共的には、例えば、簡易トイレ等が必要になってきますと、先ほど申し上げました災害協定の中で、そういうようなものについては、非常に広範囲の災害になってきますと、確保が不足してまいりますので、そういう中で対応は図っていききたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩します。再開は10時20分からの再開といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（本田秀樹君） 12番、瀧 すみ江君。

〔12番 瀧 すみ江君登壇〕

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。一般質問を行います。

まずはじめに、子どもの医療費無料化について質問します。

これについては、12月議会でも取り上げていますが、私の中学校卒業までの医療費完全無料化を求める質問に対し、町長は「医療費助成について、小学校まで拡大する自治体が増えてきている。来年度は無理としても早期の対応を検討したい」と、子どもの医療費助成拡大について前向きな答弁をいただいています。

現在、就学前の医療費完全無料化は、滋賀県のすべての市町で実施されています。本町では、平成19年度に小学生の入院費一部助成を実施し、次年度に中学生にも拡大しました。その当時は進んだ取り組みでありましたが、現在に至っては、周りの市町の方がより進んだ子育て支援を進めています。

小学校卒業までの医療費完全無料化を行っている自治体は、豊郷町と多賀町です。すぐそばの自治体が進んだ取り組みを行っています。中学校卒業までの入院費の完全無料化を行っている自治体はたくさんあって、草津市、野洲市、甲賀市、長浜市、湖南市、米原市、日野町、竜王町、甲良町です。愛荘町と同じように小中学生の入院1日当たり1,000円で月額1万4,000円程度という自治体は東近江市です。

「小学生までの子どもの医療費助成の拡大について、来年度は無理としても早期の対応を検討したい」と答弁されましたが、早期の対応の具体的時期について、町長の答弁を求めます。

町内のある医院に行った時に、「豊郷町は小学校卒業まで医療費が無料になります」という張り紙が目につきました。町内在住の保護者がこれを見たら、愛荘町はなぜ同じようにできないのかと残念な思いをされることと思います。パソコンでインターネットを見ると、不動産の案内に、この町の子育て施策はどうなっているか、子どもの医療費助成はこうなっていると案内されています。子どもの医療費助成が若い人が住む所を選ぶ場合の条件にもなっていることがわかります。

12月議会の再々質問の町長答弁では「医療費完全無料化を小学校低学年まで拡大したい」と言われましたが、同じ拡大をするなら小学校卒業までの医療費完全無料化を求めますので、これについての答弁を求めます。

次に、町営住宅について、通路凍結・転倒防止への手立てと横断歩道の設置の2点について質問します。

これについては、昨年の6月議会で取り上げました。その時の答弁では「通路凍結・転倒防止への手立てについては、通路・階段の滑り止めの対策について、建築工事の監理業務を委託した建築設計事務所に効果的な方策について提示をするよう指示をされており、対応を検討している。町営住宅における安心安全な生活のために対処していきたいと考えている」とのことでした。

また、横断歩道の設置については、「例年、東近江警察署長から、交通規制の要望箇所に関する調査があり、当該箇所へ早急に横断歩道を設置していただくよう、継続して強く要望している」との答弁をいただいています。

引き続き、町営住宅の通路凍結・転倒防止への手立てと横断歩道の設置を求めますが、答弁を求めます。

次に、幼稚園バス送迎費について質問します。

昨年の11月25日、議員全員協議会の席上、町教育委員会は、現在、町所有の秦荘幼稚園の送迎バスの買い替え時期が近づいたので、委託している愛知川幼稚園の送迎バスも合わせて、来年度から両幼稚園の送迎用幼児専用バスのリース契約したい。それに伴う予算を12月議会で提案させてほしい。この機会に、現在無料の送迎費を保護者からいただきたい。1ヵ月2,000円で考えている旨、説明しました。

議員から、来年度の乗車人数を把握した方がよいのではないかと意見もあり、行政は来年度幼稚園に通う予定の幼児の保護者に、バス通園にかかる予備調査を行いました。保護者からは、12月初旬の予備調査という形で、突然有料化が伝えられたことに対して、「納得できない、負担が重い」との声が出ています。

12月14日、町が平成24年度から28年度に、幼稚園送迎バス管理運営事業を行う債務負担行為を提案し、議決したにもかかわらず、1月24日の議員全員協議会で、「4月からのリースは日数的に無理があり、請け負う会社がなかったので9月からしかできない」と報告しました。なぜ、保護者を混乱させてまで、12月の提案になってしまったのか。もっと早くから取り組まなかった町教育委員会の姿勢は問われる

ものです。

また、送迎費については、保護者の声を尊重し、慎重に対応することが必要です。バスを有料化にするのかしないのか、有料化する場合には、どのような料金体系が適切なのかなど、子育て世帯の生活実態に即して、保護者との協議、理解のもとで、慎重に進めていくことを求めますが、答弁を求めておきます。

最後に、給食センター開設に伴う学校現場への対応について、質問します。

1月から、給食センターでの新しいシステムによる給食が、各学校・幼稚園で始まりました。教育民生常任委員会では、2月1日に秦荘東小学校におじゃまして、秦荘地区の両小学校の校長先生のお話を聞き、学校現場の視察をさせていただきました。また、2月8日には教育民生常任委員会で愛知川東小学校にもおじゃまして、学校現場の視察や校長、教頭先生にもお話をお聞きし、「現場に伺って、関係者のお話をお聞きしたり、この目で状況を把握することは重要だ」と、委員が感想を述べられました。

後日、両中学校・愛知川小学校・両幼稚園にも個人的に伺い、町内の給食センターに関わる現場の声と状況把握に努めました。すべての現場に伺って、各学校現場に、それぞれの課題と共通した課題があることがわかりました。

それぞれの課題については、特に4小学校の課題について申し上げます。愛知川地区の両小学校では、コンテナが前よりも大きくなったために発生した課題がありました。

愛知川小学校では、配膳室前のプラットホームは、給食のコンテナを出し入れする時に、屋根が短いので雨がかかりやすいとの状況がありますので、屋根を伸ばしてほしいとのことでした。愛知川東小学校では、配膳室前のプラットホームは、給食のコンテナを出し入れする時に踊り場が狭いとのことで、コンテナが十分置けるよう、前に伸ばしてほしいとのことでした。愛知川地区の両小学校の施設改善を求めますが、答弁を求めます。

秦荘地区の両小学校では、ランチルームに直結させて搬入口を新たにつくりましたが、屋根を取り付けただけです。生徒たちが食事をするランチルームに、直接、雪・雨・風・黄砂などが入ってくれば、不衛生な環境となり、安心安全の給食が保障できなくなります。ほかの校園にはすべて配膳室があります。秦荘地区の両小学校にも配膳室を設置することを求めますが、答弁を求めます。

次に、共通した課題について2点述べます。1点目には、食器の種類が多くなり、

1種類ごとカゴに入ってくる。道具、ご飯、おかずなどを合わせると、準備段階で多くの人数が必要になってくるということです。愛知中学校では、給食当番の生徒は120人から130人とのことですし、秦荘中学校もクラスを2班に分けているようで、生徒の半分が給食当番になります。人手が多く必要になるのは生徒だけではなく、職員もそうです。生徒が時間内に給食をスムーズに食べられるように、用務員さんや先生など、今までの倍の人数を必要としています。

小学校には、来年度から学校支援員を配置して対応するとのことをお聞きしています。しかし、中学校は対応できていません。愛知中学校では1月から用務員さんが給食の準備や片づけに追われ、その他の仕事ができなくなったという状況があります。コンテナが搬入されても、重すぎて1人では動かすことができないので、手の空いた先生に来てもらっているそうです。食器とおかずの2便あるので、先生に2度も来てもらわなければなりません。このような状況から、中学校においても学校支援員の配置を求めますが、これについて答弁を求めます。

2点目に、4月から牛乳パックをリサイクルするために、中を開いて水で洗うようになるということをお聞きしました。しかし、これを実施するのは学校現場では困難という多くの声を小中学校でお聞きしました。その理由は、生徒が水道またはバケツに集まるので、時間がかかる、休み時間がなくなって図書室に行きたい子も行けなくなるので、教育的に逆効果である。床が濡れるので後片付けが大変、対応できないなどでした。

牛乳パックのリサイクルについて否定するものではありませんが、限られた給食時間で、できることとできないことがあると思います。これは現場にいるものでなければわからないことです。牛乳パック水洗いの実施にあたっては、学校現場と十分協議をして、まず現場の先生の声を優先することを求めますが、答弁を求めまして、終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 瀧議員のご質問のうち、1点目の子どもの医療費無料化についてお答えをいたします。

現在、愛荘町における乳幼児福祉医療制度は、小学生未満の未就学児におきましては、完全無料化を実施しており、小中学生におきましては、入院時における医療費を

助成いたしているところであります。昨年の12月議会におきまして、「今後、財政状況や近隣市町の状況を勘案しながら、来年度実施が困難としても、できるだけ早期に検討してまいりたい」とお答えしていました。

入院時の無料化は、中学生までの適用が普通になってきました昨今、通院を含めた無料化は、まだ数市町が実施している段階で、拡大傾向にあります。当町にとって子育て支援は重要な施策であり、次の段階としては、小学生の無料化を段階的に進めることではないかと認識をいたしております。具体的時期につきましては、実施した場合の所要額や財政状況と照らし合わせ検討をしてみたいと考えております。

○議長（本田秀樹君） 農林建設主監。
〔農林建設主監 田原秀郷君登壇〕

○農林建設主監（田原秀郷君） 私の方からは、ご質問のうち、町営住宅についてお答えをいたします。

町営住宅に対するご質問の通路凍結・転倒防止の手立てにつきましては、通路、階段の滑り止め対策を、平成24年度当初予算に計上しているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

2点目の横断歩道の設置につきましては、例年、東近江警察署長から交通規制の要望箇所に関する調査があり、去る2月14日に東近江警察署交通課より、現地調査をされ、町も立会をさせていただきました。「今後、位置等について検討し、設置できるように努力していきたい」とのコメントをいただきました。町としても、今後も継続して強く要望していきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 教育次長。
〔教育次長 村西作雄君登壇〕

○教育次長（村西作雄君） 私からは、まず幼稚園バスの送迎費について、お答えをしたいと思います。

幼稚園バス送迎について、教育委員会においては、昨年8月から現状把握やその手立てなどを内部検討し、方針を立ててまいりました。新しいバスの購入やリース等においても、町の負担額が高額となるため、廃止も含めて検討しましたが、園児や保護者のために、バス通園を継続するよう判断いたしました。

愛知川幼稚園の場合、利用者が園児の約50%であります。町においては、施設の利

用などについて、利用された方が利用額の一部を負担するという受益者負担を進めており、幼稚園バス送迎にあっても、新しいバス体系への移行に伴い、費用の一部負担をお願いすることとしております。

そのことについて、PTA役員の皆さまをはじめ、来年度の園児の保護者の皆さまを対象とした説明会を両園で、計4回開催し、現在、町全体で年間約1,300万円の送迎費用がかかっていること、また新しい幼児専用バスへの運行は年間1,740万円の予算が必要となり、利用推計者1人当たりで換算すると年間約13万6,000円が必要で、月額1万2,350円となり、このうち約16%の2,000円をお願いするもので、この額は1日に換算しますと片道50円を保護者から負担いただくこととなります。

議員からは、「バスを有料化にするのかしないのか」とのご質問をいただいておりますが、有料化の方針は変わっておりません。説明会では、参加者の皆さまから大変貴重なご意見をいただいておりますので、そのご意見を尊重しながら、今後も進めたいと考えております。新しい送迎バスの体系が9月の2学期からとなる見込みです。4月には両園のPTA総会にも出向き、有料化に際し、再度、子育て世帯の保護者の皆さまのご意見を拝聴することにしておりますが、例えば、兄弟がおられる場合には割引するなどの案なども示し、9月からの利用料徴収に理解を得ていきたいと考えております。

続きまして、給食センター開設に伴う学校現場の対応について、お答えをいたします。

まず、愛知川地区両小学校での給食受け入れ口の施設改善であります。新給食センターの稼動に伴い両小学校とも大きな改修は実施しておりません。コンテナの縦横幅は従来のものとほとんど変わりませんが、高さが20cmから25cm大きくなったことや、数が増えたこともありますが、特段大きな改修は不要との判断であります。

基本的に配送業者と受け入れ側との役割分担ですが、搬入時、配送業者は各校のプラットホームから配膳室まで運び、返却時は受け入れ側が配膳室からプラットホームに送り出すことだと考えております。愛知川小学校の屋根の長さは、プラットホームの奥行きとほぼ同じですが、コンテナは密閉されており、特段衛生的に問題ないと考えております。また、愛知川東小のプラットホームの奥行きが狭いとのことですが、コンテナの縦横は従来のものと変わらず、前述の役割分担により、大きな支障はないと認識しております。

次に、秦荘地区両小学校はランチルームに直結して搬入口を設けましたが、ランチルームは配膳と食事をとる場所を兼ねているため、児童の昼食時間までは食器や食缶はコンテナに入れたままにし、ランチルームの中央部に置いておくことなどで衛生的も問題ないと判断したもので、今後も配膳室を設置することは考えておりません。

次に、中学校にも配膳を手伝っていただける学校支援員の配置をとることでございますが、中学にあつては、体力的にもコンテナから食器や食缶が直接取り出し、各クラスに運ぶことが可能です。小学生にあつては、これらの事が難しいため、教育的配慮から学校支援員の配置を計画しているものでありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

最後に、牛乳パックリサイクルの件でございますが、県下小中学校での取り組み状況でありますけれども、平成21年10月に県の方が調査をされました。そのアンケート結果では、小中学校とも全体数の87%の学校で実施をされております。現在は90%以上で実施されていると推察されます。

本町においては、リバーセンターに持ち込み、固形燃料化しておりますが、牛乳パックからトイレットペーパー等にリサイクルするという手法ではないため、昨年1月の校園長会で、牛乳パックリサイクルの趣旨を校園長に説明し、今年度、何回となく校園長会あるいは教頭副園長会で協議を進め、2学期から施行していく。そして、本年4月から本格的に各校園で取り組んでいただく予定であります。

本町の全校園で、このリサイクルに取り組みますと、年間4.85トンの牛乳パックがリサイクルされることになり、年間1,600個のトイレットペーパーに生まれ変わります。こうした児童生徒の地道な取り組みは、今まで町が経費をかけて処理してきたものが不要となり、ごみの減量、資源の有効活用にもつながります。さらには、木を伐採する環境破壊を極力押さえ、CO₂の排出削減にもなり、広義には地球にやさしい環境教育にも役立つものと思っております。願わくば、児童生徒のこうした取り組みが、家庭や地域にも波及し、リサイクルの輪が大きく広がることを念じております。

この趣旨につきましては、議員も十分ご理解いただいているものと認識しておりますが、県下の大部分の市町、学校ですでに取り組まれている現状から、現在の試行方法を精査し、4月からの本格実施につなげたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（本田秀樹君） 12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。再質問を行います。

まず、子ども医療費無料化についての再質問をさせていただきます。先ほどの町長の答弁ですと、小学生の無料化を段階的に今後していく、具体的な時期は財政状況を考えながらということで、具体的な時期については、答えていただけなかったということになります。私たち議員もそうですけれども、町長も改選までを1つの単位と考えてみれば、来年度は無理としても早期の対応を検討したいという答弁の、早期がこの2年のうちであれば責任を持った答弁になりますし、2年以上先ならば根拠のない無責任な答弁となると思います。やはり、早期の対応を検討したいと答弁されたわけですから、責任のある答弁をするためにも、遅くとも平成25年度には実行するよう、来年度は無理としてもと言われたので、再来年度には実行することを再度求めます。

今議会で提案予定の一般会計の補正予算（第12号）、議案第22号ですが、この中でも財政調整基金は4,169万円ほど、取り崩さなくてよくなったということで取り戻されています。こういうことが年間のうちに行われまして、財政調整基金というのはほとんど使われずに取り戻ってしまう。このような形をとっておられる年がほとんど、だいたいいつもではないかと思われまます。ということで、取り戻せるのであれば、愛荘町は十分財政的に体力がある、このように考えられるわけです。それならば、今回、取り戻された4,169万、これだけ使えば十分に子どもたちの医療費無料化、先に進めることができるわけです。

ということで、やはり、福祉的用途がある、そして今の子育て世代の生活支援をしていく上でも、子どもの健康を守っていく上でも大変重要な施策になると考えますので、ぜひ再来年からの25年度からの実施の方を再度求めますので、町長の答弁をお願いします。

そして、次に、幼稚園バス送迎費について、再質問させていただきます。このことで、何が大事ななんかと言えば、行政サービスの提供者としての立場から、上から目線で押し付けることではなく、どこまで保護者の目線に近づくことができるのかということです。そのためには、保護者と話し合うことと同時に、その中から幼稚園児を育てている保護者の状況を汲み取る必要があります。

私なりに両園におじゃまをいたしまして、状況調査し、また保護者にも直接お話をお聞きしました。4月から年長になる在園児の保護者の会議では、両園で納得できないさまざまな意見が出たようにお聞きしました。また、ある保護者は、幼稚園に子ども

もを通わせている母親は、これは保護者の言葉をそのままお借りしています。幼稚園に子どもを通わせている母親は、「子どもが昼過ぎには帰ってくるので、専業主婦が多い。一番家計が大変なのは幼稚園児の時代です。一人 2,000 円の出費が毎月増えるというのは私たちの感覚から言えば重い負担です。これが 2 人分となればなおさらです」と、このように話してくれました。この議場の中では、たぶん、子どもを幼稚園に通わせているというような世代の方はおられないと言ってしまってもいいのではないかと、細かくは知りませんが、ほとんどそういう世代の方はおられないかと思えます。私もそうです。ですから、この当事者の話を聞かないことには、その立場の人の状況はわかりません。聞いてみてはじめてわかります。

今、答弁などでもお聞きしましたが、今までアンケート調査や、両幼稚園で 2 回ずつ、合計 4 回の保護者との説明会などの取り組みを行ってきた中で、どのようなことがわかったのか。また、このようなことについて、教育次長の答弁を求めます。

また、これは全員協議会で求めてきたことですが、引き続き保護者との協議の場を繰り返し持つこと、それを求めます。また、新たに、もっと保護者の状況を把握していただきたいとも思いますので、送迎費についてのアンケート調査など、保護者の意向調査に努めることを求めます。

先ほど、答弁の中で、有料にするのかしないのかというのを、私が問うているように、質問に出しているように、答弁の中にとらえられているようなことを答弁の中で言われました。けれども、私がそのようなことを聞いているわけではありません。優良にするのかしないのか、また有料にするのだったらいくらぐらいになるのか、言われていたように兄弟の場合どうなるのか、このようなことをやはり、上から目線で言うのではなくて、決めるのではなくて、保護者の意向と寄り添って決めていただきたい。今言われているように、保護者の声としては 1 月 2,000 円は高いと言っているわけです。このような状況があるのに、それを無視して、そういうふうにもう決まりました。私らはこう考えましたと言って、決めてしまっているものかどうかということをお聞きしているわけです。そういうことで、それについての教育委員会の見解の方も求めておきます。

そして、次に、給食センターの開設に伴う学校現場への対応について、再質問します。今の答弁をお聞きしていても、まったく現場の声を反映した答弁になっていない、このように感じました。どれだけ現場に足を運んで現場の先生や職員さんと学校現場

の、幼稚園の現場の先生や職員さんの話を聞いて今まで来たのか、こういうことを思うわけです。本当に教育委員会自ら現場主義になっていない。このことを強く訴え批判しておきます。

1つ、1例を申し上げますと、現場主義になっていないことの1例を申し上げます。給食センターの新しい食器かごなどを発注する前に、学校現場で相談はしておりません、町の方が決めてしまいました。そして、事後承諾になってしまったという事実があります。これは確認しておりますので、確かです。これは町が業者任せにした結果だと判断します。

その結果、センターの機械の都合に学校現場が合わせなければならなくなりました。教育が優先なのか、機械が優先なのかという状況です。このような状況が内容を変えて稼働後にも次々と現れています。給食センターの行う給食事業は教育の一環です。その主人公は言うまでもなく子どもたちです。その子どもたちを一番よく知っている教育現場を抜かして、よい教育ができるはずがありません。

現在となっては、もうでき上がってしまい、食器やら、そういういろいろなものが揃っているわけですから、やり直しできない部分もあります。現場はそれに合わせた対応しかできないと思います。ですが、今後において、今の状況から現場の状況を把握して、そしてできることもまだまだあります。対応可能なことがあるはずです。たぶん、今のところは現場の方に伺ってどれだけ話を聞いているのかと言えば、まあ教育民生常任委員会で一緒に行っていたので、その時は行っていたかと思えますけれども、それ以外はどれだけかというのは、なかなかしっかり把握できるぐらいは伺っていないと思います。

ですから、今後、教育委員会が教育現場に行き、実際に話を聞いて、対応可能なことは改善することが必要だと思うのです。常に、対応済みの部分も確かにあります。例えば、搬入口のところは、私は不十分と思いますが、搬入口のこととか、学校支援員を小学校に配置したこととか、それはあります。でも、まだまだできていない部分、本当に学校現場の先生や職員の方に、直接お聞きしたら、本当に出てくる話です。

ですから、こういう部分は、できない部分は今後現場に行ってもっともっと話をし実行していただくことを求めています。本当に、先ほどの答弁にもありましたが、4小学校の施設改善の部分でも、今の状況で問題はないと言われましたが、それは現場に行って聞いたことではないのでしょうか、そう思います。そこで、机上で考えて書

かれたとおりでと思いますので、やっぱりこれは現場でのことですので、現場に行って聞いていただいて、どれだけ困るのか、そういうことを把握していただきたいと思っています。

特に、秦荘の両小学校の配膳口というのは、あのままでしたら、結局、吹きさらしですので、雪などがたくさん降っている場合、この場合でしたら、踊り場の所に雪がいっぱい溜まってしまっていて滑ってしまっていて危ない部分があります。そういう部分で、せめて横のところには何か風除けをつけるとか、何かそういうものを除けるものをつけるとか、そういうことをすぐに考えてもらわないと、やはり健康面にも、それとか事故防止とかにもつながらない、事故が起こるかもしれません。そういうことも考えられます。ということで、とにかく、今後現場に何度も足を運んでいただいて、その現場の先生の声をよく聞いていただく。

牛乳パックのことについてもそうです。各学校に行って聞いてください。別に否定しているわけではありません、私も。ですが、現場の先生、教育現場の大変さというのを聞いてきて、その声を優先していただく、このようなことを求めますので、答弁を求めまして終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） それでは、瀧議員の再質問にお答えします。

まず、医療費の通院にかかる子どもたちの無料化についての具体的な時期を示せと、こういうお話だと思いますが、今、通院にかかる医療費の無料化を拡大している県下の状況では、私も把握しているのは2つの市と2つの町、今検討中がほかに2つほどあるというふうには聞いております。

一方で、この医療費の増向というのは、非常に重大な問題に日本としてなっております、今日も大きく後期高齢者医療制度の全国の様子が載っておりましたけれども、この医療費抑制策というのをとっている町もございまして、どんとこどんとこ医療費の増向に対して応えていくのはいかなるものかという反省をしているところもございまして。

そういった中で、子どもたちにかかる非常に大事な施策でありますので、私も真剣に考えているところでございまして、いつからというのは、なかなか、人間は今の段階で「来年のことを言うと鬼が笑う」とか言いますが、今からそれを約束することもできません。真剣にこの時期については考えていきたいと。

一方、送迎バスのことも今大変おっしゃられましたけれども、住民の皆さんから、やはり、受益者の一部負担していただくべきものは、やっぱりお願いをして、そして公費として、その住民の皆さんの生活や医療に対する施策をとっていく。これはやっぱりバランスをとってやっていくのが私たちの役目かなというように思います。

また、一方で、お金は町にあるやないかというのもおっしゃいました。確かに、基金等については、私ども約 30 億円をちょっと超えるぐらいの基金はございます。しかし、合併直後は 50 億円ぐらいあったのです。その後、教育にどんどんつぎ込みまして、まあまあ 30 億円ぐらいですけれども。私は有利な起債がある時には、後に国が面倒見てくれる交付税措置があるような有利な起債は、これは補助金と一緒にありますので、本当は借金ですけれども、これは有効に活用していく。特に合併特例債とかございますけれども、それを使ってきた。起債残高はなかなか努力しているのですけれども、減ってもいないし、後年度の公債比率負担率というのは徐々に上がってきています。やはり、これはできるだけ抑えていきたいということもあって、またその意味においても、財政調整基金を優先的に使うのじゃなしに、やはりこれはきっちり大事に温存しながら施策を持っていく。こういうふうなことで、今私どもは基本的には健全財政の基準にあるというように思っているところでございますけれども、だからと言って、それをどんどん使うということではなしに、きっちりと施策としての方向性を判断していきたいと今思っているところでございます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 教育次長。

○教育次長（村西作雄君） 瀧議員から、幼稚園バスの関係と学校の給食にかかる受け入れの関係、牛乳パックのリサイクルの再質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。

まず、幼稚園バスの有料化につきまして、質問でお答えしましたように、両幼稚園それぞれ 2 回ずつ保護者の生の声を聞かせていただくことができました。その中では、議員おっしゃるように、今まで無償だったものについて 2,000 円にということについては、「早急すぎる」とか、「兄弟の場合は何とかただにしてほしい」とか、いろいろな声も聞かせていただきました。反面また、今まで、私どもの方から送迎バスの経費がこれだけかかっているんだということを、保護者の皆さまに言ってこなかった、こういう反省もございます。1,300 万円のお金を幼稚園バスの送迎にかけているということに対して、「今まで当たり前やと思っていたけれども、ああそれだけかかっている

のか」というような、保護者の生の声も聞かせていただきました。また、よその町から引っ越して来られた方に対しては、「今まで住んでいた町ではお金を払っていたので、ここは無料なので驚いた」というようなお話も聞かせていただいたところでございます。

質問にも答弁させていただきましたけれども、子育て世代の年代、確かに多くのお金もかかりますので、そういったことも含めて、また私どもがこれだけの経費をまく、あるいは新しいシステムではより以上のお金をかけていかななくてはいけない。そういった中で安心安全な送迎をしていくということでございますので、4月にはまた両園に寄せていただきまして、町の思いも含めて、また保護の皆さんのご意見も聞きながら、9月からの徴収ということでご理解をしていきたいと考えているところでございます。

次に、学校の給食の受け入れの関係でございます。基本的には、私どもも何回となく現場に足を運ばせていただきました。また、瀧議員から質問をお寄せいただいた後も、現場に出させていただいて、それぞれ作業していただく方の声も聞かせていただきました。これについては、先に答弁させていただいたとおりでございます。あまり、新給食センターになったので状況が変わったということはないというような判断で進めさせていただいているところでございますけれども、例えば、瀧議員おっしゃいました秦荘の小学校のランチルームの配膳玄関というのですか、屋根を付けたところの踊り場につきましては、例えば、雪の日なんか写真も撮らせていただいて、また現場の先生の声も聞かせていただいて、こんな状況やということも把握しておりますけれども、これについては、例えば1年間、それぞれ季節がございまして、暑いもありますし、雨の日、台風の日もあろうと思います。そういったものも1年間ずっと検証をした中で、例えば、ここには風防、ちょっと風除けがいるなどか、そういったことに判断しましたら、またまた皆さま方と協議をさせていただいて、そういったことの対応をしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

なお、牛乳パックの件につきましても、県下の状況がこのような形でございますので、リサイクルするということについては、十分ご理解もいただいていると思います。ただ、実際、リサイクルのやり方、例えば、今まででしたら、試行でやっていただいておりますのは、立方体を面に全部して、そしてそれを回収するというようなやり方でしたけれども、例えば、上の上部だけを開けて、そしてゆすいで、そして折るとか、

あるいはそのままにした段階でリサイクルできるとか、そういったリサイクルのやり方についても、できるだけ現場の子どもたち、あるいは先生の手を煩わせない中でのリサイクルという方向で4月から進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。再開は11時20分とさせていただきます。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 竹中秀夫君

○議長（本田秀樹君） 14番、竹中秀夫君。

〔14番 竹中秀夫君登壇〕

○14番（竹中秀夫君） 14番、竹中秀夫です。一般質問を行います。

質問内容は一般質問通告書で示したとおり、1点目は愛知川警部交番用地取得後の具体的な活用について、2点目は昨年6月議会で発覚した愛荘町PR看板のその後の処理について、3点目は昨年12月議会で行政事務の執行状況を検査する検査特別委員会の結果を委員長報告としたが、その扱いをどのように考えているのか、あるいは、どのように改善を行おうとしているのか、等について尋ねる。

まず1点目について、昨年の12月議会で、私は愛知川警部交番用地取得後の活用目的について、官公庁団地の一角として位置付け、官公庁用地として活用すべきと申し上げたが、町長は「取得後の活用であります、東びわこ農業協同組合の店舗再編計画が進められており、郡役所の保存にかかわる代替地として、愛知川地域の新店舗の仮事務所としてJAに賃借することになっています」と答弁され、これに関わる補正予算を合わせて提案されたが、議会として納得できず、補正予算の修正動議が提案、可決されました。

ところが、町長は年が明けた本年1月5日の臨時議会で、愛知川警部交番跡地を公共用地として購入し、活用については協議していくと、活用目的を明示せずに取得を示され、議会も補正予算を認め、可決したところであります。

本来、行政が町の財産として土地を取得するには、何らかの活用目的を持って取得しなければならないが、町長は公共用地と言いながらも、いまだに明確な活用目的を占めていない。私が住民の多くの方々からの声を聞くと、なぜ活用目的もない土地を、今取得しなければならないのか、愛荘町は緊急性のない土地を取得し、塩漬けにするほど財政的に豊なのかと言った多くの声を聞いている。私は、先に申し上げたように、当該土地については、官公用地として活用するのが、公有財産の有効な活用方法であると思う、と同時に、住民の多くの理解を得られるのではないかと考えます。

そこで、町長に再度確認するが、取得後の活用目的について、どのような計画を考えているのか、答弁を求める。

続いて、2点目の質問として、昨年の6月議会で、議員の一般質問から発覚した愛荘町PR看板の設置で、建築基準法で義務付けられている建築確認申請を、建築主事に行わず、無許可のまま、平成21年3月に川久保地先の町道に設置したものである。さらに、当該看板は、町道に設置されているにも関わらず、道路占用許可申請が当時されておらず、道路占用許可申請がなされたのは2年後の平成23年3月14日であった。

町長は、不法な看板を撤去すると示したが、いまだに放置されたままの状態である。この件につき、町長はどのような処置を講ずるのか、明確な答弁を求める。

また、この看板設置工事の発注に際し、町内唯一の業者であり、コスト面においても有利な価格で発注できるとして、随意契約を締結しているが、優秀な業者であるならば、建築確認申請の必要性は認識していたはずだが、発注者に対し、確認申請の有無を確認していないし、発注者に対し、問題の提起も提言されていないことは、当時の担当職員も認めている。また、担当者も法的な措置をしなければならないことを認めながらも、当然行うべき法的行為を放置していたことは、技術不足と職務の怠慢と言わざるを得ない。担当職員のみならず、行政全体のコンプライアンス意識の怠慢であることは明確である。

町長は、不祥事が発覚するたびに、「組織の規律を正して法令遵守の自覚を促している」と繰り返しておられるが、徹底されていないからこそ、度々法令を無視した不祥事が発生するのではないか。行政職員の技術力の向上と法令遵守の自覚を徹底させるための方策を、町長はどのように考え実行しているのかを尋ねる。

次に、3点目は、昨年12月議会で、行政事務の執行状況を検査する検査特別委員

会の結果を委員長報告としたが、その扱いをどのように考えているのか。あるいは、どのように改善改革を行おうとしているのか等について尋ねる。

そもそも、検査特別委員会を設置しなければならなかったのは、地方自治法および愛荘町財務規則などで定められている入札・契約システムを無視したような不明瞭な随意契約が行われていることにあった。検査を行った結果、明白になったのは、発注の根拠となるべき機設計図書、あるいは業者の見積価格が正当と判断する根拠となるべき予定価格調査書等が作成されていなかった。つまり、2点目で質問をしたPR看板設置工事の翌年度工事であるむら自慢標示看板設置工事についても、契約された工事金額は637万7,700円であったが、最高見積金額は1,756万円と、この程度の規模の発注で1,000万円以上の開きがあり、設計根拠の曖昧さが出ており、適正な発注工事がなされていなかったことが露呈した。

さらに、工事の完了に際し、政策調整室の担当者が、完了検査を行っているが、ずさんな検査と言わざるを得ない。請負工事検査書によれば、契約数量より出来高数量が大幅に不足、金額にして78万7,400円の精算減額変更が行なわれていないが、この78万7,400円はどこに消えたのか、町長に答弁を求める。

また、別の工事では設置してはならない場所に、標示板が12カ所取り付けられ、町はこれを取り外し、金額にして30万4,800円がどこかに放置されている。この取り外された標示板もりっぱな公有財産であり、町の一職員が勝手に取り外し、どこかに放置するなどという行為は、適切な措置であったのかどうか。さらに、精算減額変更されていない78万7,400円と30万4,800円の合計109万2,200円を、どのように扱うのか、町長に答弁を求める。

最後に、地方自治法第234条の2による契約の履行の確保および同法施行令第167条の15に関する調書は何も残されていない。また、予算額にも残額があり、この金額を業者に提示している。このような行為は、正に由々しき行為であり、職員による入札等の公平・公正を害すべき行為と考えられる。

このことを含め、今後の随意契約システムの見直し、完了検査等の改善をどのように考えるのか、町長の真摯な答弁を求め、一般質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） それでは竹中議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、東近江警察署愛知川警部交番の用地取得についてでございますが、昨年12月議会に提案いたしましたこの案件は、愛知川交番用地を県から町が取得し、JAの店舗再編計画の支店統合用地として、旧郡役所用地と交換するべく代替地目的で取得しようとしたものであります。

議会におかれましては、この代替用地としての取得目的について理解をいただかず、予算は否決となりました。その議会の議論の中で、将来、役場の隣接地に民間が用地を取得し、活用されることに不安がある、そういった中で、町が先に取得しておくべきとの声が多く、私としてはJA用地との交換ができず、当面の利用目的のない用地取得を県が認めるか疑問がありました。県では公共用地として譲渡できるということでありましたので、議会のご意見を尊重し、これを取得し、用地の活用は議会と協議することを条件に、年明けの臨時議会におきまして、議員全員の賛成で取得が認められたところであります。

したがって、用地の先行取得的な性格がありまして、今すぐこれを利活用する具体案は持ち合わせておりません。しかしながら、将来にわたって住民の財産として大きな役割を果たせるものと思っておりますが、建物も残っておりますので、一時利用なども含め、具体的な活用案が出てきた際には、議会と十分協議をいたしたいと考えております。

次に、2点目の愛荘町PR看板の今後の措置について、お答えをいたします。

まず、設置の経緯であります。合併以来、本町の人口および世帯数は増加の一途をたどっており、特に若年層が増え、元気なまちであります。また、湖東三山インターチェンジの設置により、町の活性化に期待を寄せているところでもあります。しかし、県内外から見ますと、合併後の愛荘町、まだまだイメージは薄く、対外的に合併後の町名が浸透していないのも事実であります。

そこで、町の知名度を上げ、若者のUターンやIターンを進め、全国から企業誘致を促進していき、新生愛荘町に町民の皆さんに誇りをもっていただきたい、愛荘町にしたいと思いついてから、幸い1日30万人が往来する新幹線の乗客に愛荘町をPRするため看板を設置いたしました次第であります。しかしながら、法的な手続きが不十分で、皆さんに多大なご迷惑をおかけいたしまして、法を守る立場として誠に申し訳なく思っているところであります。

いつまでも、このままに放置して置くつもりはなく、できるだけ早く是正措置を講

じなければならないと考えております。しかしながら、この間に、次々と住民訴訟となりましたため、慎帳に対応するべく弁護士や建築関係の専門家、行政の意見などを広くご指導をたまわってきたところでありまして、今も係争中でありまして、住民の皆さんにもご心配をかけ、重ねて申し訳なく思っておるところであります。このPR看板の措置につきましても、撤去はせずに、基準の風圧に耐える確証を得て、適切な改良措置を講じるということを検討いたしているところでありまして。

次に、職員の法令や規律の遵守は、住民の皆さんの信頼の上に成り立っている行政執行機関の基本であると認識をいたしております。そのため、職員のコンプライアンス体制の確立を図り、法令に基づいた業務を着実に推進し、町民から信頼の得られる行政運営に資するとともに、町職員の資質の向上を図るために、全体研修を実施し、昨年6月にはコンプライアンス対策本部を設置、また、コンプライアンス指針、マニュアルを作成し、現在も毎日、朝礼時に朗読の上、職員の意識革命に努めているところでありまして。

今後とも、職員の自覚を高め、自己研鑽に励み、全体の奉仕者として何ごとにも緊張感を持って対処するよう指導してまいりたいと考えております。

次に、3点目の議会の検査特別委員会の報告についての改善策についてであります。まず、自治会のむら自慢標示板設置事業であります。これは定住自立圏事業として実施したものでありまして、町内自治会ゆかりの文化財などを表した統一のデザイン看板を、各自治会に設置し、来訪者にわかりやすくするとともに、地域のアイデンティティの醸成を図るために、平成21年12月に設置いたしました。

契約当初は各自治会からの要望により260基の看板を設置することで、契約額637万7,700円でありましたが、設置場所など各自治会と協議する中、最終31基の減数となり、229基となり、79万3,400円の減となりました。一方、各自治会以外の主要な観光地などの看板について、合併以前の旧町表示のものがございましたので、これを機会に、愛知川駅、金剛輪寺駐車場など4カ所の看板を補助事業者の承認を得て、新設および取り替えの追加工事を行いました。最終的には、当初比較97万300円の増額で、最終契約額は734万8,000円となったものであります。また、むら自慢標示板を取り外しましたのは、関西電力の電柱およびカーブミラーに設置してありました2基であり、本年1月に別の場所に移設しておりまして、さらに防犯灯などに付けておりました16基につきましても、その後、設置の申請を正式にいたしまして、その手

続きは済んでいるところであります。

また、昨年の12月議会において報告をいただきました契約事務にかかる検査特別委員会のご指摘につきましては、これを真摯に受け止めさせていただいて、早急に改善してまいりたいと考えております。特に、指摘を受けました関係書類の整備、完了検査の方法、随意契約等について、厳格に制度化し、職員向けの愛荘町契約事務処理マニュアルの見直しと、その徹底を図る所存でございます。

○議長（本田秀樹君） 14番、竹中秀夫君。

○14番（竹中秀夫君） 14番、竹中です。再質問を行います。

1点目の警察交番所の跡地です。この件については、今年の1月5日のことでしたし、早急な、なかなか考えと言いますのは、計画等も立たない状況というふうには理解は示させていただきたいと。

しかしながら、私は以前にも申し上げておりましたように、この跡地につきましては、公共用地として有効活用化ができることが何であるかというようなことも町長に、私は会議だったかな、ご意見を申し上げたと思いますけれども、町長は以前に1町には2庁舎はなかなかいらないと、これについては各市町村も支所については廃止というか、1町にまとめていくような状況下であるというようなことで、この愛荘町につきましても、現在は愛知川庁舎、秦荘庁舎というような、毎日の日常の住民のサービスを行っているわけでございますけれども、今後はこの用地の跡地については、今ほど私が申し上げるように、庁舎の有効利用のできる計画を持っていただきたいと。

それには、秦荘の庁舎の跡をどのようにしていくか、また住民サービスをどのように行っていくかというようなことも、もちろん大事ではございますけれども、特に跡地をできるだけ早い時期に、計画性を持っていただくというようなことが、町長にとっても住民にとっても、有効な跡地が利用できたというような到達点につくのではなかろうかなと、こういうふうに思っております。その点についても、強い町長の決意の答弁をいただきたい、このように思っております。

また、2点目の看板の発注等々に関してでございますけれども、これにPR看板ですね、できるだけ、町長は以前から早い時期に撤去すると、この議場でもはっきりと答弁をされております。先ほどの答弁の中では、できればいろいろな申請、またいろいろな扱いについての改良をできればというような町長の答弁でもございました。改良というか、以前にも申し上げておりますように、これについては違反というか、は

つきりと違反しておるといふようなことも明確に当時出ておりましたので、それについて、町長は撤去すると、撤去した後、どのような考え方であるのかということをおは今、特にお尋ねをしておるわけでございますけれども、そのままの改良とかいうことであれば、どのような処置を考へておるのか、もう少し明確な答弁をいただきたい、このように思っております。

それから、むら自慢看板等々につきましても、先ほど私が申し上げますように、精算変更の金額、これにつきましても、はつきりと明確な後の処置がされていないということで、このような一般質問になったというふうには思っております。こういった中で、109万円そこそこの扱ひ方、これを町長はどのような、今後ですね、変更いろいろ等々がございましたけれども、これについての町長の再度答弁を求めておきたいと思ひます。

また、職員等については、毎朝ほど朝礼で、この中ではコンプライアンスというふうなことも、先ほど答弁の中で申し述べておりましたけれども、そういうふうな職員そのものが、私はけっして悪いとかいうふうな、規律がというふうなことは申し上げ難いですが、町長がいつも、こういうふうな事件ではないけれども、いろいろな住民訴訟を起こされ、いろいろな、今も裁判の係争中としながらも、幾度もなく、このような結果が出ておるといふのは、町長の答弁とマッチしないと。

いつもコンプライアンス、コンプライアンスと言っているけれども、実際に職員が町長が申し上げているような考え方そのものの姿勢を、職員も不安というか、もう1つ日常の職務にまっとうできないのではないかなと、こういうふうに思っております。そういう点も合わせて、町長に答弁を求めておきます。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、交番用地の今後の活用で、竹中議員の方からは庁舎の用地というのを1つ検討すべきではないのかというご質問だと思いますが、将来的には、私も1つの町に1つの庁舎というのがふさわしいとは思ひますけれども、今この愛知川庁舎、秦荘庁舎も、特にこの愛知川庁舎は大変立派だと私は思ひますし、耐震もきちんとできて、本当に立派な庁舎に今置かしてもらっているという思ひがございます。秦荘庁舎の方の耐震もきちんとできておりました、十分地震に対応できます。

この統合をというのは、将来の課題ではあらうと思ひますが、この立派な庁舎が老

朽化して、やっぱり建て替えをせんらんとというような時期には当然、場所の問題もありますが、その建て替え問題というのは出てくると思います。

今、合併した他の市なんかも、その庁舎の問題は各地で出ております。総じて言えば、町役場の方がどこでもりっぱでございますけれども、他所のことを言うものではないですが、市役所なんかはかなり古いのを使っておられるところがあって、あちらこちらで建て替え問題がでております。

そういった意味で、今後、買った用地をどう使っていくのか、皆さんのご意見を聞きながら、方向を検討したいなというように思います。

それから、PR看板の話ですが、当時、あの問題が大きく出てきて、私どもも動転していたというか、確かにこれは法的になんとかせんらんなという思いが強くなって、一旦撤去しようかといった気持ちになった時も確かにございます。しかしながら、撤去してしまえば、せっかくの私どもの思い、愛荘町をああいう新幹線の通る、たくさんの人が見てくれている中で、それを取っ払ってしまうのはもったいないということもございますし、また、経費をできるだけ安く上げるということも大事な視点でございまして、撤去という判断ではなしに、あれを有効な改良方法がないのかということも、ずっと検討をしてまいったところでもあります。これは立て直すにしろ、改良するにしろ、効果とか安全性、強度等が残ればよいというふうに考えておりまして、改良の方法、風に耐える、構造専門家の意見もいろいろ聞いておりまして、どのような改良方法を考えているのかということでございますが、短くすると言いますか、そういうことを考えておりまして、もう少し具体的になれば、皆さんとも協議させていただきたいというふうに思っているところです。

それから、むら自慢看板の経費的な後の処置でございますが、先ほど私の方から説明をさせていただいたとおりでございますが、今おっしゃった100何万円とかいうのをちょっと私ももうひとつよく理解しかねますので、理事の方からちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

それから、コンプライアンスの問題、それはもう、行政が続く限り、住民の信頼に応えていくために一番大事なことかと思っております、職員にもこれはもう常に、やはり意識を植え付けていくというのは大事かと思っております。何と言いましても、いずれも人間の集団でありますので、これは別に職員を擁護するわけではありません。どんな社会でもそうなのですが、人間集団の集まりの中で、完璧というのはなかなか難

しいものでございまして、そうかと言って、それを決して決してならんと、一生懸命職員に懇切丁寧にやっぱりこの問題を意識づけるというのが私どもの仕事でもありますし、今後ありとあらゆる機会を通じて、これを徹底をしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（本田秀樹君） 理事。

○理事（細江新市君） むら自慢看板の精算につきまして、答弁をさせていただきます。

質問の方には竹中議員の方から、先ほど精算の減額変更、この額について78万7,400円というようなご質問でございました。それと合わせて、12カ所の標示板、これが30万4,800円、これを足したものが109万2,200円というようなご質問で、その処置について質問されたというようなことでございます。正確には、その数も減りましたので、先ほど答弁町長がいたしましたように、260基から229基というようなことでございます。その減額でありますけれども、これも税込みでございますけれども、79万3,400円が正確な額でございます。これが第1回目の変更契約で減になったものでございます。

それと、先ほど答弁させていただきましたように、その後、いろいろな看板を、むら自慢看板と違う観光の看板あるいは駅前のポストの取り替え、ラポールの案内看板、こういうものを追加を、その後いたしております。その追加をいたしまして、先ほどの減額部分、これを差し引きしますと97万300円の増ということになりまして、最終的には734万8,000円が最終の精算額というようなことで、追加部分がかかなりございましたので、そういうようなことで、追加も含めて、最終734万8,000円で処置をしているというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（本田秀樹君） 14番、竹中秀夫君。

○14番（竹中秀夫君） 再々質問を行います。手短に質問をいたしたいと思っておりますので、決意を手短にいただきたいなど、こういうように思っています。

先ほど、町長が看板ですね、できれば改良等を考えながら、その後どの点どこまでの到達の改良というのはさて置いて、短くするとかいろいろな答弁でなかったかなど。私の申し上げたいのは、人間のすることですので、町長だけやなしに私も、もちろん、間違いがあつて改良をしていくと、人間そういうものも改良していくというような、例えを申し上げますと、この看板の違反が明確に出た時期から、実を言いますと地元

自治会も、「なぜそのような看板の違反的なものを、いつまでも何の報告もないではないか」と、「あれはあのままほっておいていいものか」と、これは地元自治会だけではなく、どの自治会においても同じようなことが言えると、こういうふうに思っております。

違反、町長ならびに執行が違反したものは、いつまでもほっておいてもあれは違反でなかったかなど、そういうものではありませんので、いろいろな設置する時には、どの自治会であれ、地元には説明があったと私は認識をしております。しかし、そういうような違反行為的なものがあってもほったらかしというようなことが、先ほどから町長に申し上げているように、日常的なコンプライアンスにつながっていくのかどうかと、そういうところを、私は全体的な中のコンプライアンスを申し上げたのであります。しいては、職員そのものも、町長を信頼して住民の負託に応えたいというような日々の考え方で毎日がんばっておるのではなからうかなど、もちろん町長以下皆さんも同じことだろうと、こういうようなふうに思っております。

そういうところで、今ほど申し上げたようなことの認識があまりにも町長には無さ過ぎるやないかと。私は先ほど申し上げるように、人間の間違いは皆さん持っております。しかし、その改善がいかになどどこで到達をし、どこで信頼を得ているのだろうと、これが一番大事ではなからうかなど、こういうことを全体的に町長に答弁を、先ほどから求めながら聞いておりました。

こういったところで、最後に、この庁舎もなかなか、警部の交番所の跡地もなかなか難しいです。これはそんな簡単にいくものではないという認識を持っております。しかしながら、町長として、この町がどうであるべきか、1つのものに集中しながら、やはり住民の血税である税が福祉ならびに教育、いろいろな面に到達するには2庁舎ではやはり私は経費1つにしても、何にしても私は莫大な年々支出がいと、こういうふうに思っており、いつて当たり前であります。そういうような長い目の計画支援を町長に求めながら先ほどから質問をさせていただいておるのであります。何もここでこの庁舎をここへどうのとか、というような気持ちもあっても難しい中身も財政もあるかと思えます。

こういった中で、そういう長い目の町長の折り返しの残り2年の折り返しに、お互いに議員も来ております。そういうような住民にも暖かい希望の持てるような答弁を求めて再々質問を終わりたいと思えます。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） まず、PR看板のああいう問題が出てまいりまして、その後のフォロー、考え方について、地元の皆さんや住民の皆さんにも、「あれどうなんやろう」と、確かにそう思っただいただいていると思います。それが十分説明できておりません。これはもう私も認めます。これをどうしたらいいのかというのが、本当に私どもも迷いの中にいたために、なかなかご説明できるような状況にならなかったということがありまして、遅れていることに対して大変申し訳ないと思っています。地元の皆さんにも、これは説明ができていない。今後、きちんとそれは話をさせていただくとあかなというふうに思っております。

それから、庁舎の問題等、有効活用を今後どうするのか。これは川久保の大きな用地を合併以前に取得されていて、合併後の町として、これをどうするのかという問題に対して、見事にその後の時代の要請と言いますか、要請のニーズに今応えてきて、徐々に有効活用が目に見えてきた、給食センターとかアーチェリー場の移転、それに伴う多目的なグラウンドの整備として形が見えてきましたように、今のこの取得した交番用地についても、これからの時代の流れの中で、どんなニーズが出てくるか、私どもの智恵では今すぐ出てまいりませんけれども、必ずこれは有効活用できる用地だというふうに思っております。早急にこれを今の時点で、こういう活用をするというのはちょっとまだ見えておりませんが、今、医療費、教育が重点的な政策課題になっている中で、必ず、このよい土地を活用させてもらおうということが出てくる可能性もあるのではなかろうかというふうに思っております。今しばらくはあの用地を、温存をしていきたいなというふうに思っているところです。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩します。再開を1時からとさせていただきます。

休憩 午後12時02分

再開 午後12時59分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 嶋中まさ子君

○議長（本田秀樹君） 2番、嶋中まさ子君。

〔2番 嶋中まさ子君登壇〕

○2番（嶋中まさ子君） 2番、嶋中まさ子、一般質問を行います。

1、自転車道路のメンテナンスについて。

最近、消エネのためとか、健康のためにと、自転車に乗る人も増えているようです。自転車は車道を走るようにということですが、道幅が狭く、自転車で走りにくい車道も多くあります。幸い、朝夕、車の走行量が多い愛知川区域内の東円堂あたりから宇曾川に至る町内を横断するオレンジロードという自転車や歩行者の専用道路があり、また、新幹線沿いなどにもオレンジロードが整備されています。

そこで、それらを利用しておられる方々からの要望を受けて、質問を2点ほどさせていただきます。

1つ、自転車と歩行者の専用道路であるオレンジ道路の傷みがひどいところがあり、ひび割れをしている割れ目で段差ができ、自転車で行き交う人たちが車輪をとられて危なく、整備し直してもほしいとの声が聞かれます。その他、塗り面が横塗りになっているところは、少なからず段差を感じて走りにくいところもあるようです。これらのメンテナンスについて、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

2つ、豊満から矢守にかけての安壺川沿いのオレンジロードには街灯もなく、夜は真っ暗で治安も悪いので、街灯をつけてほしいとの要望があります。街灯を設置していただく予定はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

2つ目の質問、学校図書館に専属の司書教諭の配置を求めます。

先日、愛知川東小学校の図書の整理やラベルの張り替えのボランティアに、初めて参加いたしました。その際、参加された皆さん方のご意見を聞かせていただき、学校図書室の存在についての思いを新たにさせられました。文部科学省のホームページに、これらの学校図書館に求められる課題ということにつきまして、子どもの読書サポーターズ会議によります会議の報告書が掲載されておりました。

掻い摘んで申しますと、学校図書館法附則の規定により、本来置かれるべき司書教諭の配置が長年にわたり猶予された経緯があり、学校図書館を活用した教科等の指導内容・方法等について、他の教師に指導・助言できるような人材を、校内に得られず、教員サポート機能の発揮ができてこなかった。しかし、近年においては、学校図書館図書標準の達成を目指した計画的な地方財政措置や12学級以上の全学校へ司書教諭配置義務付けと、未配置校における発令の促進、生きる力を育む教育についての理念の共有など、このような背景事情にも変化が生じてきており、各学校・教育委員会等の

努力により、学校図書館の教員サポート機能を格段に向上させることが可能な状況になってきている。

学校図書館が、図書資料を児童生徒や教員に利用させるという本来機能の向上に基本を置くことは当然であるが、さらに、これらのニーズに応じていくことで、子どもたちの学校生活の充実や、地域における読書活動等の活性化に貢献していくことも重要である。学校図書館に対するこれらの要請に対しては、各学校、地域の実情に応じつつ、積極的に対応していくことが期待されるとあります。それらを踏まえて、2点お尋ねいたします。

1つ目は当町におきましても、昨年度はまちじゅう図書推進事業として学校図書館の活性化とうちじゅう読書の推進に取り組まれてきましたが、その成果と課題はまとめられておるのでしょうか、お尋ねいたします。

2つ目の町内の小学校には専属の司書教諭はおられないということです。しかし、愛知川東小学校では率先してこういった、ぜひこういったことへの取り組みを進めていきたいとの声をあげておられるということで、その熱意を汲み取っていただいて、町内の学校のモデルケースとして、目に見えた成果をあげていただければと思います。ぜひ、専属の司書教諭を配置していただき、学校図書館の活性化はもちろんですが、保健室とともに、生徒たちの新たな居場所づくりにも貢献していただきたいと思えます。以上、2点につきまして、教育長のお考えをお聞かせください。

3点目の質問ですが、郡役所の保存の今後の取り組みについて、お尋ねします。

12月の臨時議会の補正予算の審議の折りに、郡役所の保存活用に向けて、JAへの代替地としての土地取得の方向で提案された議案が、JAの代替地としての取得については否決されたため、郡役所問題は依然、保存活用をするかどうかについての議論が進まないまま日が経ってしまっております。

私は、ぜひこの郡役所を保存し、有効活用できるよう努力していきたいと考えておりますが、今後の郡役所の保存活用についての取り組みの方向性について、町長の意向をお尋ねしたいと思います。また、滋賀県下に唯一残る郡役所の保存活用ということで、できましたら、県に対しても、もっと積極的に保存の必要性をアピールして助成金をいただけるような努力を、働きかけをしていただいた方がいいかとも考えますが、その点についてのお考えもお尋ねいたします。以上です。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 嶋中議員のご質問のうち、郡役所保存の取り組みについて、お答えをいたします。

愛知郡役所につきましては、これまで6年間にわたり、本議会冒頭の所信表明やご質問に対するお答えの中で、十数回は述べさせていただきました。また、非公開の議会全員協議会でも十数回にわたって説明、議論をいただくようお願いをいたしてきました。説明の仕方がよくなかったかもしれませんが、なかなか聞いてもらえない、聞く耳を持ってもらえなかったなあと実感をいたしておるところであります。

旧愛知川町時代から現在まで、解体移転案、曳き屋移転案、用地取得案など、いろいろな案が出てきましたが、実現できませんでした。昨年12月の議会におきましても、郡役所保存活用のための用地確保案を提案させていただきましたが、残念ながら認めていただきませんでした。

このように、どんな案も前に進めないその背景には、民意があると考えます。やはり、住民の皆さんの意志を反映されている議会の意見として大変重いものがあると反省をいたしております。

現在、私たちの手元には、郡役所保存の具体案はなく、先般、全員協議会におきまして、この問題について真摯にご意見を拝聴いたしたく、私から議員全員に「今一度、原点に立ち返りご意見をいただきたい」と、お願いをしたところであります。いろいろな貴重なご意見をいただき、一つひとつ真摯に受け止めさせていただきました。議論が前に進まないその背景には、このような財政状況の中で、住民の皆さんの生活が苦しくなってきた中、行政の優先度として、文化的なものよりも生きていく上での医療、福祉、教育に金をまわすべきだといった意見が多い、この声にも真摯に耳を傾けなくてはならないと考えております。

地元住民の皆さんや議会の意志に反し、強行しても、これだめです。行政主導で郡役所を残しても、成功するとは思えません。私は価値感の違いだとは思いますが、一部の有識者や保存運動を展開されてこられた人たちの熱い要望があっても、これが皆さんのものである以上、私一人が思い上がっていても、到底、夢の域を出ません。

先般の議会全員協議会でのご意見の中に、郡役所はJAの持ち物だから、JAの考え方を議会としても聞きたいというご意見をいただきました。早速、JAに申し入れ

もいたしました。その答えはJ Aとしてはお越しいただけたら、その対応を丁重にさせていただきますということでした。

また、議員の中に、郡役所の保存活用について、住民アンケートをとったらどうかというのもしました。私は住民の皆さんの中には、郡役所は貴重な文化遺産で、これを活用し、まちづくりの核にしたらという意見もあれば、いまだき、そんな金食い虫のようなものはいらぬという意見もある中で、後世に悔いを残さない判断として、住民の皆さんの意志を確認するというのも有効な政策決定の方法かなと思っている次第であります。

特に、この問題は、旧愛知川町時代から 10 年にわたって議論、論争してきた大きな課題であり、後世の人たちに対しても、悔いを残さない判断が必要であると思っております。私は若い人たちにも参加していただける住民投票で決することも 1 つの方法かなと思っております。住民投票は金がかかると言われておりますけれども、できるだけ完全な方法で費用を最小限に抑え、住民の皆さんの協力を仰ぎながら、これを実施できないかと思っております。

次に、嶋中議員ご提案の県の助成金をいただけるよう働きかけることについてであります。現在、建てものがJ A所有で文化財の指定もないものであり、県の助成は到底望めるものではありません。これまでも保存にかかる費用の財源は、県の助成がなくても、ほとんど社会資本整備事業や特例債で手当できるものであります。しかしながら、その後の維持経費は必要になってきます。これらに対する皆さんのご理解がいただけないと、郡役所を残してよかつたとならないのではないかと危惧するものであります。要するに、何とかして、これを残そうというみんなの意志が無ければ実現は難しいなというふうに感じている次第でございます。

○議長（本田秀樹君） 農林建設主監。

〔農林建設主監 田原秀郷君登壇〕

○農林建設主監（田原秀郷君） ご質問うちサイクリングロードについて、お答えをさせていただきます。まず、メンテナンスにつきましては、町内には新愛知川沿い、安壺川沿い、宇曾川沿いにサイクリングロードがございます。ご指摘のとおり、部分的に地盤の緩み等によってクラックが生じているところがあります。町としても数年前よりクラックが著しい場所においては、舗装の打ち換えおよびクラックの目地補修等を行っており、最近においては東円堂安壺川沿いの補修をしております。

今後においても、町道パトロールに合わせて、随時現地踏査を行い、通行に支障をきたすことのないよう修繕を行っていきたいと考えております。

次に、豊満地区から矢守地先の安壺川沿いのサイクリングロードへの防犯灯設置についてお答えをさせていただきます。防犯灯の設置につきましては、愛荘町安心で安全なまちづくり条例に基づき、町域内の夜間における犯罪や、交通事故を防止することを目的に、公設防犯灯の設置と維持管理に関する基準により、集落外の通り抜け可能な公衆用道路で、歩行者や自転車等の利用者が多く、自治会からの要望に基づき、交通量を勘案して設置をしております。

ご質問の当該箇所につきましては、一級河川の河川管理用道路であることから、設置計画はございません。以上です。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

○教育長（藤野智誠君） 答弁をいたします前に、嶋中議員さんにおかれましては、学校図書館のボランティアに出ていただきましてありがとうございます。お礼申し上げます。それでは、ご質問にお答えをいたします。

まちじゅう読書の推進事業は、平成21年3月の愛荘町まちじゅう読書の宣言以降、国立青少年教育振興機構の委託事業として、委託金を受け、学校図書館の活性化、うちじゅう読書の推進などに、22年、23年度と続けて取り組んできました。

学校図書館の活性化では、元学校図書館司書の五十嵐絹子氏を講師としてお招きし、22年度は町内の小中学校職員を対象に、また、23年度は読書関係のボランティア、学校図書館ボランティアなど地域の方を対象に、講演会を実施いたしました。

学校図書館が、読書センターや学習情報センターとしての役割を果たすために、学校図書館の課題と、今できることは何かという実践例を交えたお話と、具体的なアドバイスをいただきました。例えば、ラベルの張り替えや本の並び替え等であります。

成果としては、これらのアドバイスをもとに、秦荘東小学校や愛知川東小学校で、少しずつではありますが、改善を進めているところです。また、講演を聞かれた方たちの中から、はじめて学校図書館の現状を知って、図書館を良くしたいと考えて、ボランティアとして小学校の取り組みにお手伝いをいただいている方もおられます。

課題としては、取り組み継続していくためには、さらに人の力が必要になってくることです。今、改善を進めている学校では、教職員や地域の方の力が大きいのですが、

それ以上に、計画的にこの取り組み全体を見る役割が重要になってくると思っています。

次に、うちじゅう読書の推進では、俳優の故人とされましたが、児玉清氏の講演会、また絵本作家はたこうしろう氏の原画展と講演会そしてワークショップ、パパ‘S 絵本プロジェクトによるトーク&絵本ライブ、詩人木坂涼^{きさかりょう}氏の講演会「ことばであそぼう」を実施し、小さなお子さんから高齢者まで参加していただきました。こうした事業の成果は、数値としてあげられるものではありませんが、読書の楽しさを実感していただき、読書に親しむきっかけとして、今後もさまざまな機会を設けながら、継続的に働きかけて行くことが大切だと考えています。

続いて、司書教諭についてのご質問にお答えをいたします。学校図書館の読書センター、学習情報センターとしての機能の向上は、教育課題として重要な柱の1つですが、愛荘町としましても、学校図書館の充実に積極的に取り組んでいくところです。今年度も、図書の購入を進めました。学校図書館の図書の充実を図っておりまして、文科省の学校図書館図書標準では、平成22年度の町内各校の達成率は平均89.6%でしたが、23年度は平均93.7%と伸びました。さらに、効率的な図書の管理や貸し出しなどの対応のために、学校図書館へのコンピュータシステムを導入する、また既存システムの更新を行いました。

司書教諭についてですが、学校図書館法の制定時に第5条の第1項で「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるために司書教諭を置かなければならない」と定めましたが、附則第2項で「当分の間、司書教諭を置かないことができる」とされたために、図書教諭の配置は遅れてきました。平成9年6月の同法改正で、平成15年3月末までに12学級以上のすべての学校に図書教諭を配置することとなりました。「11学級以下は、当分の間は設置を猶予する」ということになっております。

愛荘町でも法に基づいて、司書教諭を配置しておりまして、図書館主任等を担当しております。例えば、小学校で申し上げますと、愛知川小学校には5人の司書教諭がおります。また、ほかの3小学校にも3人ずつの司書教諭がおります。この司書教諭の多くは、学級担任等をしておりまして、確かに学校図書館の専属ではないために、学校図書館のために使える時間は限られております。

財政状況もあり、ただちに専属の司書教諭を配置するということより、今は学校教職員全体で学校図書館への理解と充実のための活動を進め、さらには、多くの教員が

司書教諭の資格をとって、学校図書館に関わっていくということが望ましいと考えております。

そのため、現状では不十分なことも多々あるかと思いますが、町立図書館の支援と保護者や地域の皆様のご協力をいただきながら、今後とも学校図書館の充実に努めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 嶋中まさ子議員。

○2番（嶋中まさ子君） 2番、嶋中まさ子、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の自転車道路のメンテナンスに関するについてですが、宇曾川沿いのオレンジロードは車も通れますので、やはり傷みも早いように思われて、やっぱりヒビも多かったように思います。その他にも、新幹線沿いのオレンジロードも整備されているわけですけれども、愛知中のグラウンド沿いから愛知川の幼稚園の方はずっと整備されて行っているわけですけれども、幼稚園前の歩道の傷みは本当にひどいです。小さいお子さんを連れて迎いに来られるお母さん方も多いわけですし、本当に躓きやすい、傷みがひどいなあとということを、このあいだ見て実感しましたので、まず早急に、その修理をしていただきたいなと思っておりますので、そこら辺のこの実態を把握していただいているかどうかをお尋ねしたいと思います。

それから、2番目の矢守からオレンジロードの街灯なのですけれども、夜にけっこう、歩くよりも自転車で運動した方が膝が上がるということで、けっこう近所の方でも何十分か自転車で運動に出ている人がおるわけですけれども、やはり、あそこを走っていると真っ黒なので、向こうから来られる人がうっかりして、突然で出会頭になったりして、びっくりすることもあるのでというような話も聞かせていただいておりますので、できましたら何かそういったことも判断していただいて対応していただけたらと思いますが、再度お尋ねいたします。

次に、2番目の図書館の専属司書の教諭のことなのですけれども、先ほど言われました当町で行われている地域ぐるみの子ども読書活動推進事業というのですか、そういった時の講演に来られた五十嵐先生のお話では、「学校に専属に司書教諭を配置した学校では、個別に子どもに働きかけることができ、教職員にとっても授業を進める上で効果が期待できる。また人がいることで、目に見えて利用が増え、生徒たちも教室以外にも居場所ができ、成果がある」とのことだったようです。

町内の小学校で愛知川東小学校の1、2年生だけが図書室が教室から離れているた

めか、学校図書の貸し出しもされていないというか、できないというようなことで、来年度、各学校の給食センターのことがあって、そこへ支援とか、オアシス相談員などの、そういう補助要員の予算を請求されるということではございますけれども、図書司書教諭がそういったことも含めて、生徒たちの配慮や他の教職員の補助的役割も担ってもらえるようなことができるのではないかと思いますので、そういったことも含めたことで、今後ぜひご一考いただきたいなと思いますので、そこら辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それと、最後の郡役所の保存活用についてですけれども、町長もトーンダウンせざるを得ないような状況になりつつあるのかも知れませんが、町の総合計画にも保存に向けて、まちじゅうミュージアム計画ということで明記されてきておりましたことも考慮し、また、近隣にですね、やはり歴史的建造物の保存ということは、やはり精算性がないようにも見えますけれども、実はそれが町の目玉になっていく可能性も大いにあるわけですし、近江八幡市にしろ、五個荘にしろ、豊郷町の学校の保存にしろ、やはりそういったものを残してよかったと、すごく、歴史的なものを、価値というものを、もっと皆さんに、もし住民投票というような言葉も出てきましたけれども、ただ住民投票してということでは、もちろん皆さんの意見というのが十分に反映されるかどうか疑問に思いますけれども、そういったロケーション的にも本当に愛荘町の歴史ある、由緒ある、そういう建造物を、本当に大事に保存していくということも大変大事なことかと思っておりますので、再度、総合計画に基づいた方向での議論、また議員各位も保存に反対というようなお声はあまり聞かないように思いますので、ぜひ前向きな議論を今後皆さんとともに進めていけるようにと思いますけれども、もう一度、そこら辺の確認をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 思いは、嶋中議員がおっしゃったのと私もまったく一緒ですけれども、この10年間、かなりの議論を重ねてきているわけですし、今おっしゃったことも、もう言い尽くされてきていると、私自身も何回も何回も同じことを繰り返して言ってきましたし、住民の皆さんに、そこまで伝わっているかどうかというのは多少疑問がありますが、それは住民投票をやるなら、その前に、メリット・デメリットを十分開示して、最終的に判断をいただくというのが、いいのかなというふうに思っております。まあこの価値感というのは時代とともに変遷もするし、人の思いも変

わってきます。また、天下の情勢も変わってくる、経済情勢も変わってくる、そういった中での総合判断でありますので、今後とも住民の皆さんに、これからはそういったことをまず知っていただく努力をした上で、経費についても、これをやればこのぐらいの経費がかかるといったことも十分開示しながら、判断を仰ぐのがいいのかなというふうに思っている次第です。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（福田俊男君） 公設防犯灯の設置に関わってのご質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。

基本的には、公設防犯灯につきましては、自治会内につきましては、自治会で 対応したところでございますが、集落と集落を結ぶ広範囲な場所につきましては、自治会等の要望も受けながら、公設で設置をさせていただいております、基準につきましては先ほども若干申し上げましたが、あくまで防犯、防災、交通上の危険度を勘案しながら、当然場所については検討をさせていただいているところでございます。

今回、ご指摘の当該場所につきましては、先ほどもご答弁申し上げておりますように、一級河川沿い安壺川沿いでございまして、防犯灯を設置する現状につきましては、防 等の関係もございまして、そういった観点もございまして、今申し上げました土地基準等に勘案させていただいて考えさせてもらっております、現在のところにつきましては、設置をいたしておりませんのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） 農林建設主監。

○農林建設主監（田原秀郷君） サイクリングロードの修繕等のことの再質問でお答えしたいと思います。

自転車専用道路と思っておられると思いますけれども、公安委員会の方の許可を得ていないということで、町道ということで整理をさせていただいたということで、自転車を優先する道路、それと生活道路ということで、車等も当然通られる道路という認識等で、やはり歩行者だけでなく、舗装の傷みが多くみられるというふうに認識はしております。

議員質問の新愛知川沿い、特に幼稚園の付近ということでございます。そこにつきましては、早急にパトロール等を行い、調査をさせていただいて、計画的に、優先順位をつけまして修繕を考えていきたいと、このように思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

○教育長（藤野智誠君） 再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど答弁しましたように、学校全体がいわゆる読書にということで盛り上がっていくということの内容で、そのためには教職員がまずその範を示すと言いますか、司書教諭の資格をとって、どんどん図書館と関わっていくということが大事なのかなど、まず1つは思っております。

先ほどご指摘いただきましたように、担任以外にも県費、町費で、複数の教諭がそれぞれの学校に配置されておりますので、そういう人たちは、いわゆる給食の時間に学級に行って食べるということはありませんので、そういった人たちを中心に、また学校と相談をしながら、学校図書館に常に先生か誰かいるというような状況づくりをさせていただきたいと思っております。

なお、これと再質問と無関係になりますが、本町は2小学校1中学校に1図書館という、非常に県下でも珍しい、全国的にも珍しい、図書館が2つあるという町でして、データを調べますと、幼小中の子どもたちが図書館を活用しているということは大変大きいものがありまして、学校図書館と町立図書館と連携も深めながら進んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（本田秀樹君） 嶋中まさ子議員。

○2番（嶋中まさ子君） 嶋中まさ子、再々質問させていただきます。

ちょっと、郡役所の件につきましてですけれども、先ほどJAの方に、建物はJAのものだからということでございましたし、JAの方に行かれた時に、お越しいただけたら丁寧に対応させてもらうというようなことだったと、おっしゃったように思いますけれども、そこについて、どういったことだったのか、もう一度ちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） これは、年明けてからの全員協議会の時に皆さんのご意見をいただいた中で、一辺JAのご意見、考えを聞きたいという声がありました。それは大事なことやと私も思いましたので、JAに早速、電話をさせていただいて、一度説明に行ってもらえんかと、議会に説明をしてもらえんかということを行いました。JAは保存問題についてはJAが言っているものでもないし、それはそちらの問題ですと、JAの所有物ではあるけれども。ですから、そのことについて、議会の方か

ら自分の方に、要するにJAの方にお越しいただくのなら、私どもの考えは説明をさせていただきますと、こういうことでした。

◇ 河村善一君

○議長（本田秀樹君） 8番、河村善一君。

〔8番 河村善一君登壇〕

○8番（河村善一君） 8番、河村善一。2つの件について一般質問を行います。

合併前、今から7年前の平成17年2月11日、八日市警察署および愛知川警察署が統合の上、東近江警察署となりました。その頃、合併の話が進められており、平成17年2月21日から28日にかけて、秦荘町と愛知川町の両町それぞれ5会場で、新町まちづくりの住民説明会が開催され、その時の意見書がまとめられています。

そこでは、秦荘町の方では、新町まちづくりの主要施策の1つである安全・安心やすらぎ環境のまちづくりに対して、愛知川警察署の統合問題など、犯罪が増えている状況から、防犯体制の強化について、また高齢者や障害者、子育てに対する支援施設整備の建設を求められた意見があった。また、愛知川町の方では新町まちづくり計画について、秦荘町と同じように警察署の問題について心配をされている部分がある。

その後、平成19年12月の愛荘町議会定例会で「愛荘町西部地域に駐在所設置を求める請願書」が提出され、全員賛成で採択され、その後、次のような意見書が全員賛成で採択されております。その意見書は、愛荘町西部地域に駐在所設置を求める意見書です。

内容は、先の愛知川町警察署統合廃止この方、治安体制の変化のためなのか、本年度、地域内各所において、かつてない盗難事件が頻発し、人心は動揺し不安は高まり、安全・安心のまちづくりの必要性、重大さを痛感する状況にあります。愛荘町西部地域は、国道8号線以西の地域の通称で、世帯数にして千数百世帯、人口3,000有余名の居住地域であります。JR稲枝駅が至近距離にあり、国道8号線沿いのため、移住者も多く、振興住宅団地もすでに数集落は形成されています。この傾向は、今も衰えず、どの地域でも宅地開発がなされ、在来集落ともども人口は増え続けています。外国人世帯も100世帯以上あり、国際化も急速に進展しています。開発のスピードに社会資本の整備が伴わず、道路アクセスにも多くの問題があり、自治体の連絡も配布物の遁走、ラッシュ時の交通渋滞等々、新旧住民の融和体制等枚挙にいとまがない状況

にあります。表ざたになっていない犯罪、盗難も多数あります。通過地点なるがゆえの行きずりの犯行との説明です。放置しがたい情勢であります。愛荘町最西端の地域であり、幾多の課題を併せ持つ地域であります。

これらの趣旨から、下記の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望します。

1、愛荘町西部地域駐在所の設置を求めること 平成19年12月19日

滋賀県知事、滋賀県警察本部長様

愛知郡愛荘町議会

以上のように、前々から住民にとって関心の高い防犯対策の問題が今日まで十分に取り組みされてきたのか、疑問に思わざるを得ません。特に今回、東近江警察署愛知川警部交番が新しく竣工するにあたって、愛荘町の防犯対策について質問いたします。

① 今日まで、町として防犯対策を十分に組みこんでこられたのか。特に、県への要望、東近江警察への要望活動を十分に行ってきたか、答弁を求めます。

② 平成19年12月に採択された愛荘町西部地域に駐在所設置を求める意見書について、県のその後の対応を、経過をお聞きいたします。秦荘地区には蚊野と島川の2つの警察官駐在所があります。愛知川地区での防犯対策のため、西部地域に駐在所が必要だと思いますが、今後設置の予定はあるのか、お尋ねをいたします。また、設置までの間、防犯対策は十分になされるか、答弁を求めます。

③ 今回建てられた東近江警察署愛知川警部交番の場所がメイン道路ではなく、なぜ奥まった愛知川庁舎の前に建てられたのか。警部交番は、愛荘町の安心の象徴であり、防犯対策の抑止力の意味で、メイン道路に建てるべきであります。住民の要望はそこにあつたはずであります。県の管轄だからと言って、町が県に対し何の要望もできなかつたとは思われません。町の防犯対策の取り組みが十分でなかつたのではないかと、答弁を求めます。

第2点、湖東圏域医療福祉から愛荘町の福祉を考えることについて、お尋ねいたします。

2月18日土曜日のひこね燦ぱれすで、「湖東圏域医療福祉フォーラム～住み慣れた地域で安心して暮らしていくために～」というフォーラムがありました。開催趣旨は、少子高齢化が進む中、住み慣れた地域で、安心した生活ができるように医療と福祉が一体として生活を支える医療福祉の仕組みを確立することが求められているということでありました。

フォーラムの基調講演では、西脇小児医療を守る会の代表の方から「子どもを守る

ために、今、母親の私たちにできることは…」について話されました。西脇地域の小児科の先生が4人から1人になってしまうことの危機感から、西脇小児医療を守る会を発足され、今日まで取り組んでこられた活動内容、今は行政・病院・医師会・住民・議会・企業・報道と連携しながら、活発に活動されている内容を紹介されました。

また、その後のパネルディスカッションでは、「お医者さんの上手なかかり方」と題して、彦根市立病院の小児科部長、彦根市消防署本署救急隊長、NPOぼぼハウス施設長が、それぞれの活動内容を報告されました。その話を聞きながら、愛荘町の現状と取り組みについて、次の何点か質問いたします。

① 豊郷病院の小児科の先生の現状はどうであるのか。甲良養護学校はじめ近隣の小中高の学校にとって、救急対応してくださる豊郷病院の小児科は大切だと考えます。今後の先生の確保の見込みはやっているか、お尋ねいたします。

② 彦根消防署の救急隊長の話の中で、病院と救急車との連携が話されていました。残念にも、愛荘町は医療圏域は彦愛犬の枠組み、救急消防圏域は愛知・東近江圏域の枠組みとねじれています。ねじれた圏域で十分な連携がとられているか心配です。特に、消防救急の指令台が東近江市に行く中、十分な連携がとれていくのか、今日までの取り組みと、今後の展望について、お尋ねいたします。

③ 今回の医療フォーラムを受けて、各地の取り組みの様子を知ることは大切だと思います。愛荘町でも、今回のような医療フォーラムを開催し、行政、医療関係者、救急隊員、NPO、子どもを持つ親、介護に携わっておられる方々、民生児童委員、議員も参加して、医療の現状、家庭の現状を考える場が必要だと考えますが、平成24年度、町ではそのようなフォーラムの開催を考えておられるか、お尋ねいたします。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 河村議員のご質問についてお答えをいたします。

まず、愛荘町の防犯対策は十分かについてでございますが、道路整備に伴う児童・生徒の通学路に防犯灯設置を進めるほか、毎年、区長総代会において、東近江警察署長より、区長総代さまを地域安全連絡責任者として委嘱するとともに、地域住民の防犯意識の高揚や防犯活動の推進を図るため、東近江・愛知地区防犯自治会愛知支部を組織して啓発活動に取り組んでいるところであります。

さらに、愛知川交番署長のご尽力により、地元愛知高校生との協働でスーパーでの防犯啓発活動や、東近江管内の高校生とハイスクール・セーフティ・リーダーというのを結成し、広く積極的な展開をいただいております、高校生自身の意識向上にも寄与し、大いに感謝しているところであります。

次に、来週3月5日には警部交番の竣工式が行われます。大変瀟洒な交番が完成をいたしました。そういった中で、県への要望活動と愛知川西部地域への駐在所設置にかかる問題ではありますが、人口増加に伴う犯罪抑止の観点から、平成19年愛荘町12月議会におきまして、愛荘町西部地域に駐在所設置を求める意見書が採択され、滋賀県知事、警察本部長に対し、町議会議長から、この意見書を提出されているところであります。

このことも踏まえまして、毎年、知事および警察本部長、東近江警察署等関係機関に対し、愛知川町西部地域に24時間対応可能な交番設置に関し、要望活動を実施しているところであります。平成20年8月には、地元選出町議会議員2人、長野東、長野西、山川原区長とともに、警察本部を訪れ、要望活動を行ってまいりました。

現下の厳しい県の財政状況の中、新交番の建設は困難であると聞いております。交番の設置判断は事故や犯罪件数、人口や大型店舗の集積度合いなど、総合的に比較検討されると聞いております。愛荘町西部地域は国道沿線上に位置することから、将来的には交番設置を視野に入れ、警察拠点があっても良い地点であると思っております。西部交番の今すぐの設置は困難と考えますが、現在も愛知川警部交番の防犯体制については、パトカーを配置し、夜間は町全域を本署の警察官ともども巡回警らの増強をさらに検討いただいていると聞いております。

次に、新たに建設されました愛知川警部交番につきまして、その場所の問題ではありますが、県警本部におきましては、移転後の交番跡地の処分の合理性、先般問題になった用地のことでもありますけれども、その移転後の跡地処分、新施設の規模、新施設と警察官官舎の一体的管理等を総合的に勘案されて、現在の場所に決定されたものでございまして、町が関与をしているものではありませんので、ご理解をいただきたいと存じます。今後とも、警部交番と連携しながら、地域の防犯対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、湖東圏域医療福祉から愛荘町の福祉を考えるについてのご質問にお答えをいたします。

議員がご出席をされた2月18日の湖東圏域医療福祉フォーラム、これは大事なフォーラムでして、私も出席したかったのですが、日程の都合がつかず残念でございました。その代わりと言っては何ですけれども、2月26日の公開講座「自宅で大往生・地域に寄り添う医療の形」というフォーラムに参加いたしました。在宅医療と看取りが大きな課題となっている中、NHKの特集番組にも登場されました福井県の診療所長の話は目からうろこがという感じでございました。末期がんの患者が緩和ケアを受けながら自宅に戻り、家族や近所の親しかった人たちとお別れする多くの映像は、大変ショッキングでした。

さて、湖東圏域医療福祉について、最近の動きについて答弁の前段でございますが、少し触れさせていただきたいと思います。平成22年12月に湖東健康福祉事務所を事務局として、湖東圏域医療福祉ビジョンというのを検討するため、地域から医療福祉を考える湖東懇話会が設置され、町もこれに参加をしてまいりました。先般、議員も出席されました2月18日のフォーラムにおいて、このビジョンの概要版が報告されたところであります。これらの動きに先立ち、平成22年1月には小児科医師・産科医師の確保をはじめとし、一次、二次医療体制の充実強化や、湖東地域医療支援センターの設置、これが休日救急診療所も兼ねているところがございますけれども、さらに、回復期リハビリテーションの病棟の確保、これは豊郷病院もなります。こういったものを盛り込んだ滋賀県の地域医療再生計画が策定をされ、湖東定住自立圏構想の医療分野連携して、現在進行中であります。

また、最近の著しい速さで進展している高齢者世帯が増加の真っ只中で現在ありますけれども、とりわけ団塊の世代が75歳以上の高齢者となる15年後を見据え、誰もが自分らしく暮らし続け、老いを迎え、平穏に死を迎える社会を、保健・医療・福祉のそれぞれが取り組みを、課題を共有するため、平成23年8月、去年ですけれども、医療福祉・在宅看取りの地域創造会議というのが設立されました。

保健・医療・福祉の各分野が縦割りでサービスを提供するという従来の考え方から、各分野が一体的にネットワークを形成し、統一的な理念のもとで地域における生活を支えるという仕組みを考え、医療福祉という新しい仕組みを取り入れ、施策を展開していくことが必要になってきたと言われているところであります。

この地域の医療を取り巻く、つまり、この地域の私どもの町の医療を取り巻く課題でありますけれども、例えば、小児科医療について、豊郷病院に頼っていること、高

齡化に伴い要介護認定率が激増していること、在宅当番医制による休日急病医療の維持が困難になりつつあること、在宅医療と看取りへの対応が急がれることなどでございます。

こういった状況の中で、当町は来年、平成24年度に愛荘町の医療福祉を考える検討会を設置し、一次救急医療のあり方、豊郷病院小児科医師の確保に関すること、在宅医療の推進方策、医療の住民への啓発・支援などについて検討していく予定であります。

まず最初に、豊郷病院小児科医師の確保についてであります。豊郷病院小児科は、平成12年度から滋賀医科大学より常勤医師1名の派遣を受け、開設をされました。平成22年度の当町の小児科利用は延べ1,265人で、豊郷病院小児科全体の3割を当町が占めております。

全国的な小児科医師不足は深刻でありまして、当湖東圏域においても最大13名いた医師が、平成23年には7名に減少し、小児科医師が不足しております。また、女性医師の増加に伴い産前休暇、育児休暇の取得など、就業時間の制約がありまして、さらに小児科医師の確保が難しい状況にあります。豊郷病院小児科は、地域の子どもの命を守り続ける上において必要不可欠であり、滋賀医科大学からの派遣継続について、当町をはじめ彦根市、犬上郡3町で、昨年末の12月に要望書を滋賀医大に提出したところであります。

医大当局からは、交代要員を含め、複数の医師を確保するための財源を要求されております。1市4町は、それに応えることで滋賀医大の協力を仰ぎ、小児科外来体制について維持が可能という見通しが立ったところであります。この財源確保につきましては、今後、額が決定次第、予算補正をお願いしたいと考えているところであります。いずれにいたしましても、豊郷病院の小児科は必要不可欠であり、引き続き、圏域をあげて小児科医師の確保に努めたいと考えております。

2点目の医療圏域は湖東圏域、消防救急の圏域は愛知・東近江圏域の枠組みとなり、ねじれの関係であり、十分な連携がとれていくのかというご心配についてであります。救急隊員が現場で、患者にあった医療を提供できる直近の医療機関へ搬送することから、消防救急が広域化しても、患者に対する不利益はないと考えています。

3点目の町で平成24年度に医療福祉フォーラムの開催を考えているのかについてであります。町において、医療福祉フォーラムなどの開催を考えていきたいという

ふうになっているところでございます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 8番、河村善一君。

○8番（河村善一君） 再質問をさせていただきます。先ほどの答弁を聞きながら、ちょっと2点について再質問します。

1つは、防犯体制のところでございます。今の駐在所が決まるまでに、いろいろ県警あるいは東近江警察署から「この場所かどうか」と、あるいは、いろいろオファーというのか、町に対する、やっぱり単独で全部決めていく、あそこを本署あるいは東近江警察署に決めたわけではないだろうと僕は思うのです。町に問い合わせた。その時に、やはり町民というか、西部地域における区長さんをはじめとして非常に関心の高い問題は、当然、愛知川地域にとって関心の高い問題ですので、なぜ、この決定で場所に建つまで、そのことをオファーというのですか、こういう話がありますよということが、なぜ今までなかったのか。もっとやっぱり、要望的になぜ、あんなところに建つのか、どこに駐在所が建つのかということを、後になって聞いて説明せざるを得ない。だから、このこういう建つ計画、ここでこんなことの意味があるよと、でも、町から要望しているけれども、県はここしかだめなんだということを、今説明しないとわからないというようなことではなくて、早くからそういう説明をされるべきではなかったかというように、僕は思うわけです。

だから、もう建ってしまったことは、今後、防犯対策、いざ住民の協力がなかったらできるわけではございませんので、そういう意味では、早くから意見があったのだろうと思うので、今までの、今日まで、あそこに決まるまでの経緯を、1つは説明していただきたいということは再質問の1つです。

もう1つは、小児科の現実、甲良養護学校の先生とちょっとお話した時に、緊急小児科の日中で見ていただくところの小児科は、今現在、確かに豊郷病院はじめあちこちあるけれども、夜の緊急小児科の行くところは、今現在、長浜日赤でしかない、24時間診ていただくところはそこしかないというようなことを考えて見るときに、愛荘町の小児科の緊急は長浜日赤でお願いしていいのか、あるいはもっと近くにそういうようなものを設けることはできないのかと思うわけです。

やはり、長浜日赤までになりますと、40分から1時間程度にかかる。救急車で早く行っても40分はかかるような状態です。だから、今後、夜間で、時間が、日中よりも朝まで待つてよということもできませんので、子どものことになると容体もすぐ変

わってしまうというようなことで思う時に、近くに緊急で診ていただく小児科というものが確保できないのかということが課題であろうかと思うので、その考え、あるいは検討する余地はあるのかどうか、質問したいと思います。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

○副町長（宇野一雄君） それでは、私から新警部交番の位置の問題について、経過をお話させていただきます。

平成21年の末から22年にかけて、今の交番の利用について、役場の方から一方的に、役場が買うのではなくて、JAの問題を絡めて県に話をしていた経過がございます。それは時期的に無理やということで、それは一旦ストップを、22年の7月頃にかけて、一切そこからは手を引くということでやりました。

その後、警察本部の方で検討されまして、その7月ぐらいに新本部長が代わられていまして、あの大きい建物を県警本部として管理をしていくのは大変だと。いずれにしても、何か小さい交番に移設をしようではないかという話はあったように聞いております。

それで、22年に23年度予算、次年度ですね。23年度予算を県の場合は、だいたい10月から11月にかけて予算要求をされます。そういった後に、もう警察本部はあくまでも、先ほど町長が答弁いたしましたように、移転後の跡地の合理的な処分、いわゆる単にぼんと売ってしまうと、売ってしまうというか、自分のところが困ってしまうと、変形的な土地になりまして、跡地処分がうまくできないというようなことがあったようでございます。

それを、実は予算要求を終わられまして、22年の11月末だったと思うのですが、警察本部の総合施策統括官という方がお見えになりまして、こういうようなことでやったと、もう既に予算要求をしているという話がありました。しかしながら、まだ予算要求中ですので、3月議会で議論されますので、それまでは公開をしてもらったら困るというような話でしたので、我々は一切何もしゃべりませんでしたし、その時に我々があそこの土地に買いに行くとか、そういうような話も申しておりませんでしたので、いずれにいたしましても、いわゆる県と県警本部の段階で、あそこへやるということを一方的に決められておりますので、事前にこの土地へ持っていきたいけれども、どうやってというようなのは一切打診はございませんでしたので、それについてはご理解いただきたいというように思います。以上です。

○議長（本田秀樹君） 健康・子ども対策主監。

○健康・子ども対策主監（小西文子君） ご質問の小児科緊急医療についての体制について、お答えをさせていただきます。

救急医療体制とということでは、一次医療と二次医療、三次医療救急体制という仕組みの中で動いております。小児科の二次救急医療の医療機関、3月末現在ということでは、彦根市立病院、豊郷病院、彦根中央病院が担当をいただいているところですが、平成24年の4月から、豊郷病院の小児科医師の確保が難しかったということで、彦根市立病院、彦根中央病院が中心に二次救急医療として対応いただくという整理を一定させていただいております。

以外で、救命救急センター、圏域としての三次救急医療ということでは、長浜赤十字病院がセンターになりますので、高度救急が必要な場合については、長浜の方へ搬送されるという状況になります。

いずれにしても、小児科の一次医療、加えて救急医療については、体制整備ということで、今後も検討をしていく必要があるし、積極的な確保に努めたいというふうに思っております。以上です。

○議長（本田秀樹君） 河村善一君。

○8番（河村善一君） 再々質問で、念を、確認だけです。

夜の24時間というのは、もう長浜日赤しかありませんよね。今現在、彦根もやっていませんよね。もう日中だけで夜は聞いていないわけですが、現実には、だから、そのところで、豊郷の場合はあれでも、彦根は現実診ていないので、そこが近くになって、彦根でやってくればいいのかだけでも、その問題としては、僕はあるのじゃないかと思う。

○議長（本田秀樹君） 健康・子ども対策主監。

○健康・子ども対策主監（小西文子君） 365日、24時間診ていただいているのは長浜ということになりますけれども、ケース、対象者、クライアントの状況に応じては、彦根市立病院も積極的に診ていただいているというのも現状でございます。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩します。再開を2時20分からの再開とさせていただきます。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時20分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 徳田文治君

○議長（本田秀樹君） 6番、徳田文治君。

〔6番 徳田文治君登壇〕

○6番（徳田文治君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、2点のことに
ついて、町長にお伺いをいたします。

まず1点目は予算編成過程のあり方についての質問です。

地方財政を取り巻く環境は、今後も高水準で推移することが想定される公債費の負担や、社会保障費の自然増等に加え、東日本大震災の影響や、景気回復の遅れ等に伴う
税収減により、厳しい状況が続くと考えられます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、地方財政の透明化が図ら
れるとともに、財政の悪化に対する早期健全化のための仕組みが整えられました。こ
のため、多様な住民ニーズに応えながら、見直していくべきなのかが重要な課題にな
ります。そういった意味において、予算編成過程のあり方について、お伺いをします。

具体的に申しますと、1点目、予算編成の流れについて、2点目、予算編成方針に
ついて、3点目、予算見積りと要求について、4点目、予算査定について、5点目、
予算内示と復活要求について、6点目、予算編成過程の公開についてでございます。

そして、2点目は連結会計表示によるバランスシート、行政コスト計算書等の公表
についての質問です。

地方公共団体の会計は、予算の適正、確実な執行を行うため、現金の出入りのみに
着目した現金主義を採用しています。一方で地方公共団体を取り巻く厳しい財政状況
の中、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るた
め、発生主義の企業会計手法を活用することが求められています。

こうした中で、地方自治法で決められている年間の歳入と歳出を現金の動きとして
記録する単式簿記による予算・決算ではわかりにくいということで、資産・負債の状
況や減価償却、退職手当引当金等の情報について、総務省の新地方公会計制度研究会
報告書による統一基準、総務省方式に準拠し、財政状況を示す指標の1つとして、企
業会計の手法を用いた連結財務書類4表の概要を、当町においても作成しておられま

す。

この財務書類を月1回発行の公報あいしょうなどで公表し、危機管理意識の徹底共有化を図ることや、住民に財務内容をわかりやすく表示し、理解を得ることが財政健全化への基本と考えますが、この件につきお伺いをいたします。

具体的に申しますと、1点目、公有財産の整備・管理(固定資産台帳も含めまして)、2点目、専門家チームの立ち上げについて、3点目、財務内容の情報と公開について、以上のことにつき、ご答弁を賜りたいと思います。

この1点目、2点目は、監査委員をさせていただいた時にご指摘をさせていただいたこととさせていただきます。以上、一般質問とさせていただきます。

○議長(本田秀樹君) 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君) 徳田議員の予算編成過程のあり方について、答弁させていただきます。

今日の地方公共団体は、恒常化した厳しい財政状況の中で、住民ニーズに的確に応えられる安全で良質な公共サービスの提供を確実、効率的に実施していかなければなりません。そのためには常に自主的な行政改革を推し進めながら、健全な財政運営が求められているところです。

そうした中、愛荘町における予算編成の流れについてであります。例年、各所属が見積書、つまり要求書を総務課に提出する。その前に予算の編成の基礎となる事項を定めた予算編成方針を全職員に通知いたします。

その内容は、社会経済情勢、国や県における行財政運営の動向を、そして、愛荘町総合計画の基本計画をベースに新たにそれを採られている国や県の施策、そして、これまで議会で提案された施策など、新たな住民ニーズに対応できる予算を盛り込むことといたしております。その際に、不要普及になってきたものや、節減できる事業や経費について、厳格に点検と見直しを実施することを指示しております。

特に、平成24年度予算編成におきましては、愛荘町総合計画における基本計画の中間年度に入ることから、各種行政計画との整合など、後期計画を見据えた中長期の視野に立った重要な年度となること、また、昨年の大災害を教訓に住民の安全な生活を確保するため、防災対策の抜本的な見直しをすることなどを重点課題とし、選択と集中による効果的な施策の推進に向け、職員各位が創意工夫し、予算編成事務にあた

るよう指示したところであります。

次に、査定の方法ですが、予算見積書の提出を受け、見積り内容を精査するため、一次査定として、関係課長から総務課においてヒアリングを実施いたします。次に、二次査定では、主監級を中心に総務・福祉・教育・農林建設の各部門から、政策的な課題や新規あるいは廃止事業について、意見や説明を受けます。最終査定では、私たち3役、そして理事、各主監で行い、新規事業あるいは重点的な継続事業を確定し、税込、交付税の見通し、起債発行、それから基金の取り崩し、こういったものを含めた歳入見通しを確認しながら、当初予算全体での調整を行います。最終査定結果を関係各所属課各所属課に通知し、予算書および予算に関する説明書の調整をいたしているところであります。

予算編成過程の公開のご質問でございますが、滋賀県内では、長浜市、草津市、野洲市、東近江市、米原市がホームページにおいて予算編成過程の状況を公開されているところですが、当町におきましても、その手法や内容について、先進市の取り組みを研究しなければならないと思っています。今後は当初予算編成にかかる作業の簡略化、省力化を図るとともに、メリハリのある予算編成を行うため、政策調整会議や各所属との連携強化を図り、新規あるいは戦略的な施策の立案のあり方を検討し、編成過程の公表や住民意見の募集についても、今後検討してまいりたいと考えています。

次に、連結会計表示による貸借対照表・行政コスト計算書の公表についてであります。滋賀県主催の公会計研究会というのがありまして、町財政担当職員が参加し、研究に参加してまいりました。愛荘町におきましても、平成20年度決算分から、はじめてこの総務省改訂モデルによる財務書類4表を作成しております。

財務書類4表とは、連結貸借対照表、連結行政コスト計算書、連結純資産変動計算書および連結資金収支計算書をいいます。つまり、すべての町の事業用資産、社会資本的なインフラ資産、遊休資産、すべての負債を各会計を連結して、複式簿記形式で表した書類を指し示すものであります。

県では、県下全市町の平成20、21年度決算分の財務書類4表を、県のホームページで公表いたしております。愛荘町といたしましては、これを公会計研究会の成果として捉えており、資産全体のデータの正確さを欠くため、正式公表は現在のところ行っておりません。公会計がスムーズに進まない大きな要因として、1つ目に町有資産の固定資産台帳が十分整備ができていないことがあります。これを金額に換算して

下水道からあらゆるものをきちんと精査しないと計算できないということがございます。2つ目に、現行の庁内財務システムでは容易に複式簿記へのデータ変換ができないなどが理由であります。愛荘町といたしましては、固定資産台帳について、平成24年度中に町有の土地・建物・備品の台帳を整理する予定をいたしております。

また、公会計に対応できる財務システムを構築するため、平成24年度予算に必要経費を計上させていただきました。したがって、平成24年度にシステム整備を進め、平成25年度決算分から本システムによる正確な数値を採用した財務書類4表を公表できる見通しであります。

公会計の目的は、その数値から、将来指標を打ち出し、長期的な行財政運営計画に基づいた将来の町民負担を算出することも可能となり、予算編成はもとより、職員の一人ひとりが業務の中で、コスト意識を持つことを狙いとしております。公会計の手法による財務書類4表で、町全体の資産の状況が町民の皆さんにわかりやすい表にして、あきらかにできるよう今後していきたいというふうに考えております。

○議長（本田秀樹君） 6番、徳田文治君。

○6番（徳田文治君） 再質問を行います。

今、町長の答弁を伺わしていただきまして、夕張市の財政破綻は何から、そういう破綻において、何を学ばれたか。

ぼつっと私も大津に研修会なり、図書館の書物を読む中で勉強したことは、不適切な会計操作があったということで、北海道による夕張市の財政運営に関する調査、2006年9月11日では一般会計とほかの会計間で、出納整理期間の4月、5月中に次年度の他会計から当該年度に一般会計に償還する、年度をまたがる会計間の貸付償還が行われていた。これらの貸付金の資金手当てには一時借入金で充てられている…中略…実質的な赤字を見えなくするとともに多額の赤字を累積してきたことから、持続不可能な財政運営だけに不適切な財務処理であるとされています。

それと2点目に、膨大な観光に投資をされていた。

3点目は、いわゆる闇起債問題で2000年度から北海道いきいき総合発展基金から、北海道知事の許可なしに総額25億7,500万円もの長期借入金を行っていたとあります。

もし、バランスシートを作成していたならば、発生時においては、3月末で会計を閉じることとなります。一時借入金は有効負債の中の満期貸付金に計上され、それに

見合う形で未集金が計上され、実態は明らかになったのではないかと推察をいたします。こういったことにおいて、夕張市の財政破綻から、何を学ばれたかということをお聞きしたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） まさに、今おっしゃった夕張市の財政破たんというのは、大きな日本の行財政の中でショックを与えられたものでありまして、その後、国もいろいろな財政指標を経て変更してきました。いつも決算の指標の時にも発表させていただいていますが、全体の借金の度合いを表す指標を必ず議会に報告するというのも義務付けられましたし、何よりも、先ほどの財務書表の頭にはすべて連結、連結、連結と入っておりますとおり、すべての会計の中で、特に債務がどれだけあるのかというのが非常に大事なことでありまして、あの連結の中には、例えば、一部事務組合とか、そういったところへの借金、こういったものも明らかにして、長期に町としてどれだけの債務を抱えているのか、これが明らかに、すべてをとおしたものが明らかにしないと、今のような、夕張のような状況が起こりかねない。

いろいろ粉飾決算、企業でいう粉飾決算がずっと続けられていたのかなというように思うわけですがけれども、そういうことがあってはならない。こういう1つの、これからの手法として、公会計制度というものが設けられてきましたので、私どもはこれをやっぱり早くシステム化して、常に住民監視のもとで、公会計を実施している、どういう資産があって、どういう負債を抱えているのか、そして、自分たちの債務が将来どういうふうに返済していかなくてはならないのか、こういったことを明らかにすることが非常に大事だというふうに思っております。

◇ 辰己 保君

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

[15番 辰己 保君登壇]

○15番（辰己 保君） 15番、辰己 保。一般質問を行います。

まず初めに、各一部事務行政組合における行政事務事業について質問を行います。愛荘町は、広域的な行政事務の取り組みが必要との認識で、旧町から関係市町と連携して組合を設置しています。その1つ、消防業務については、愛知郡広域行政組合の中で旧愛知郡4町が広域的業務として取り組んできました。しかし、平成の合併で、

旧愛知郡は愛荘町と東近江市に行政区分されることになりました。その結果、東近江市に二重行政をつくり出し、東近江市では、その二重行政を解消すべく、手始めに、東近江消防と愛知郡消防の一体化の提案が行われてきました。消防統一化の協議は、昨年11月1日の初会合を皮切りの5回の協議を経て、去る2月13日にすべての調整項目の協議ならびに、その確認を関係市町2市3町で合意を行ったところです。

そこで質問をします。愛知郡広域行政組合は、今日まで、消防行政をはじめ上水道事業、斎場業務、休日急病業務そして瓦礫等のごみ業務を行ってきました。愛知郡広域行政組合の行政事務事業は、東近江市にとっては、すべて二重行政であります。今回の消防業務のように、東近江市は二重行政の解決に向けた考察を、愛荘町に投げかけてくることは必定かと思われまます。このような動きに際し、愛荘町としては、今後どのような考え方をもって、愛知郡広域行政組合の事務事業を展開されていくのか、町長に見解を求めておきます。

続いて、他の広域行政組合における行政事務事業についても、この際見解をもとめておきます。湖東衛生管理組合では、し尿業務や燃えるごみ業務およびつくし事業を実施している。町長は、彦愛犬広域行政組合で取り組んでいる一般廃棄物処理広域化事業と燃えるごみ業務を行っているリバースセンター業務との整合性について見解を求めておきます。

同時に、湖東衛生管理組合が行っているそれぞれの行政事務事業について、今後、構成町とどのように取り組んでいかれるのか、見解を求めておきます。

彦愛犬広域行政組合についても見解を求めます。彦愛犬広域行政組合が設立されるまでは、彦根市と犬上郡3町が構成市町として斎場業務と最終処分場業務を展開するため、彦根・犬上広域行政組合を設置されていました。その彦根・犬上広域行政組合に、新たに一般廃棄物広域処理業務を加え、愛荘町もその構成市町として、平成21年、彦愛犬広域行政組合を設置しました。一般廃棄物広域処理に関する協議は、広域行政組合議会を反故にして、一般廃棄物広域化協議会で検討されているのが実態です。広域行政組合が設立されて、一般廃棄物処理に関する提案は、一度もされるどころか、人件費等の費用の関係予算さえ提案されてきませんでした。彦愛犬広域行政組合では、愛荘町とは直接関係のない斎場「紫雲苑」の改修計画が示されたと聞いています。愛荘町は、愛知郡広域斎場を設置していますし、その起債残高もあります。このような現状の中で、愛荘町として、斎場業務をどのように展開していこうとされているのか、

考えられているのか、町長に見解を求めておきます。

愛知郡広域行政組合議会では、愛荘町議会から3名が選出されていますが、先ほども指摘しましたが、いまだに一般廃棄物広域化処理業務にかかる提案はなく、彦根・犬上郡の業務に関する議決に関わっているのが現状です。一般廃棄物広域化処理業務の今後の見通しも示されないのであれば、愛荘町議会選出議員の責務が果たせていないわけであり、一般廃棄物広域化処理協議会に業務検討を委ね、彦愛犬広域行政組合の構成市町からの脱会が当然と私は考えますが、町長の見解を求めておきます。

もう1点、まちづくりと愛知郡役所の保存について質問します。

私は議長として2年間就任をさせていただきました。愛荘町のまちづくりのあり方はどうあるべきかを、自分なりに、この2年間考えてきました。そのことを基に提案と意見を述べさせていただき、町長の見解を求めます。

私は、全国議長会研修に参加させていただき、太田教授の講演で、農村の価値は、都市の価値を支えているということに、大いなる共感を得たところです。太田教授は、都市の価値は、化石燃料を使って企業活動を行い、そのことで環境破壊・地球温暖化をもたらしている。自然環境の破壊を農地と山林という農村の価値が支えている。都市は人が集まることにより多量の水が必要となり、ここに都市の価値を支える水源涵養の森林を保全している農村の価値が大きな役割を果たしている。処分場の敷地など、農村の価値なくして都市の価値が維持できないと言います。

愛荘町は、都市的要素をもちながらも、農業・林業を大切にしているまちです。だからこそ、愛荘町のまちづくりは、このことを見据えた計画と地域の活性化を図る施策が求められているのだと私は考え、町長に提案をいたします。

愛荘町の経済活動の高揚と、それに伴った地域の活性化は重要であります。そのためには、地域にあるものを有効活用して、町民とともに地域の活性化を図ることも重要な視点ではないかと考察します。今、行政が計画している湖東三山インターから中山道までを社会資本整備も地域の活性化策として重要な施策だと考えます。私は、地域の活性化を図る場合、その目的のために見合った新しい建造物と同時に、歴史的建造物の保全や文化・芸術の継承も重要になってくると考えます。

そこで、今、町内で問題となっている愛知郡役所の保存についてですが、建造物は民間の所有です。しかし、行政として、愛荘町の歴史を語る上で必要な建造物は、行政として保存するのだと、この強い意志を町民に発信すべきと考えます。

「近江 愛知川町の歴史第2巻」、ここに郡制改正と愛知郡役所が記述されています。その中でも、記述されている御幸会について一言言いますと、御幸会は、明治天皇巡幸の際の御座所などの聖跡として保存し、長く人々が記念するために、当時の今井郡長を筆頭に、地元有力者 15 名が発起人となって発足したのであります。現在も、当家を中心に地元の方、企業の方、また行政も参加し、御幸会を継承されています。

私は郡役所を保存することにより、御幸会の継承も、そうした観点から見れば、ある意味価値があると考えます。同時に、中山道街道の発信のあり方も歴史的遺産として連動させる創造が生まれてくると考えます。中山道街道には、商工会が旧近江銀行を保存しての活用を提言されています。そこで、私は中山道にある公共用地に単に建造物を建てるのではなく、旧中山道をタイムスリップさせるような空間の利活用を創造してはどうかと提案します。空間利用を進める中で、地域住民をはじめ、利用されてきた方々の声を反映した、それにふさわしい建造物を創造した方が、愛着心が湧き、愛荘町を発信する大きな手立てとなると考えています。

以上を申し上げ、郡役所の保存および街道交流空き地のあり方についての見解を町長に求めておきます。

なお、愛知郡役所の保存は、愛荘町歴史的文化、伝統と大切にしているまちを町として全国に発信できる施設と考えています。愛荘町には明神踊りや長野の中村座を加えて、びんてまり、そして能や狂言を伝統芸能を大切にしている。また川久保も伝統芸能として大切に守っておられる。こうした歴史芸能文化を大切にされている方々がおられます。こうした歴史文化を大切にする町風は心豊かな町民を育てます。この町風を守ることと郡役所を保存することは共通することです。町村の価値を守り、高め、地域の活性化を構築していくには、この町風の醸成であり、このことを大切にすまちづくりを進めるのは行政の責務だと考えますが、町長に強い決意を示していただくことを求め、見識をお伺いし、一般質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 辰己議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、広域行政であります。愛知郡広域行政は、昭和45年に今から40年ほど前になりますが、旧愛知郡4町で設立以来、消防、上水道、斎場、休日診療、ごみ行政などの多岐にわたり、住民生活に直結する業務を拡大をしてきました。そし

て、平成の市町村合併に伴い、愛知郡が1市1町に分かれたことによって、これまでの広域行政の枠組みに大きな影響を及ぼしつつあります。

最初に、消防本部の東近江消防と愛知郡消防との統合について、3月6日、調印の運びとなり、10月1日から東近江行政組合消防本部として再出発することとなりました。今後の東近江市の動きに関する考え方と業務の展開見通しであります。広域行政はお互いに相手がございます。基本的には当町住民のサービスが維持、向上が図れることが第一義と考えております。

業務別に課題を申し述べますと、まず愛知郡上水道事業につきましては、企業会計による独立採算制で実施しており、現時点では経営状況も安定しております。また、地下水を水源とし、水道管渠や浄水場など、地域に密着した社会資本整備を有しているという事業の性格上、現在の仕組みが妥当と考えております。

斎場事業につきましては、現在の建物は昭和61年に建設以来、25年を経過しているところですが、耐用年数終了まで、あと13年程度と聞いております。今後、人口動態から死者数は年々増加が予想され、10年度には年間火葬体数が400体を超えると思われま。また、火葬炉は毎年小規模な改修を実施していますが、1炉について2,000体から2,500体が限度と考えられていることから、13年ごとに改修が必要となります。現在の火葬体数から考えますと、前回の改修が平成14年度であることから、平成27年度には火葬炉の全面改修が必要となってきます。

一方、東近江市の布引斎場につきましては、改修計画をもっておられまして、将来、旧の愛東、湖東地区の住民は、愛知郡の斎場から布引苑へ移行することが予想されます。そうなりますと、現在の愛知郡行政組合の斎場は、愛荘町1町で運営することを余儀なくされます。また、彦根愛知犬上行政組合の1市3町の斎場は、多賀町の紫雲苑でございますが、これも改修計画が進行中であります。愛荘町としては、将来、町単独でも運営を続けるのか、彦根犬上の紫雲苑に参画させていただくのか、それとも東近江市の布引苑にお願いをしていくのか、3つの選択肢から選ばなければなりません。他苑の改修計画が進む中、議員の皆さまと検討・協議し、早急に結論を出さなければならぬと考えております。

次に、休日急病診療業務であります。現在は旧愛知郡4町で、病院と診療所あるいは開業医の医師による在宅当番制をとっております。これにつきましても、彦根、東近江の両圏域におきまして、それぞれ休日診療所の建て替え計画が進んでおります。

特に、愛東・湖東地域の医師団におきましては、愛知郡の在宅当番制と東近江の休日診療業務の当番が並行しております。この扱いに変化が生じると、当町に大きな影響を被ることとなります。したがって、来年度は地域の医師や医療関係者による地域医療福祉検討会を設け、今後の対応策を検討することといたしております。

次に、ごみ行政につきましては、湖東衛生管理組合で処理しております燃えるごみ以外の瓦礫、ガラス類、ペットボトル、蛍光灯などを、愛知郡行政組合が受け入れ、処分をいたしております。この業務につきましてはの東近江市の動きは今のところございませんが、当町におきましては、彦根愛知犬上行政組合で取り組んでいます広域化業務のうち、特にリサイクル可能なごみについては、彦根愛知犬の動きによっては調整をしていく必要があると考えております。

次に、彦根愛知犬上行政組合および湖東衛生管理組合、さらに平成13年に設立いたしました湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会、大変長い名前ですが、ここで取り組んでおります一般廃棄物の取り組みの状況について、説明をさせていただきます。

まず、この広域化事業促進協議会におきましては、町村合併前から、将来の燃えるごみの広域処理問題を中心に取り組んできたものでありますが、この協議会を継続しながら、平成22年に愛知犬上行政組合に愛荘町が加わりまして、1市4町で彦根愛知犬上行政組合となったところであります。

それで、関係組合との協議会との役割分担についてであります。新しいごみ処理施設の建設候補地の決定までの事業、それにつきましては湖東地域一般廃棄物処理の今の促進協議会が行い、これは従来の経過もございますので、それで取り組んできた経過がございます。そして、決定まではそこで行って、候補地決定後の事務は彦根愛知犬上行政組合が行うこととなっていることとあります。

そこで、一般廃棄物処理広域化事業につきましては、リサイクルの必要性や集約化による建設・運営コストの削減のメリット、また湖東広域で取り組んでいますリバーセンターの耐用年数も考え、湖東地域1市4町での新しいごみ処理施設の建設計画を立てているものであります。

現在、湖東地域の、この促進協議会では、候補地選定のための委託業務を発注し、調査が行われている段階であり、一日も早い候補地の決定に向け取り組んでいるところであります。建設候補地が決定されましたら、そして、この段階で公表できる段階

になれば、以後の業務について、彦根愛知犬上行政組合で環境アセスメントなどに取り組むこととしております。

次に、湖東広域衛生管理組合のし尿処理業務についてですが、し尿や浄化槽汚泥の処理施設を長寿命化、延命化することを、現在検討しております、今後もそのし尿処理業務は今の仕組みで継続をしていくことといたしております。

次に、愛知郡役所についてでございますが、先の嶋中議員のご質問にお答えしたとおりでございますが、なかなかこの議論が進まないその背景には、先ほども申し上げましたとおり、住民の皆さんの民意、これをやっぱり反映をしている議会の意志として、議論がいろいろと分かれているのではないかとこのように感じているところでございます。

郡役所の問題は、それぞれの価値感の問題だと思っておりますけれども、今のこのような財政状況の中で、住民の皆さんの生活を維持していくために、その行政の優先度を考えていきますと、医療や福祉、教育に金を回すべきだと言った意見がかなり大勢を占めてきているということを感じているところでございます。

しかしながら、この生活には不必要なものでも、捨てがたいものが私はあると思います。各家の中でも、先代から引き継いできたもの、あるいは、これは母の形見だとか、また子どもの小さい頃の作品とか、また自分が旅行で買って来たものとか、生活にはすぐに役立つものでは決してないのですけれども、やはりそこには捨てがたいものがある、こういったもの、愛荘町に愛着を持って、ここに住んでいるものの気持ちとしては、やはりそういうものも大事にしていかなければならんのかなと、景観とか景色、歴史などは、たちまち生活に何の、ほとんど影響はございませんけれども、そういつて大事にしたいものもある。しかし、そこはお金の入り方、規模も大きい、大小によってだいぶ違う。いろいろここは議論を尽くさなければならないと思っておりますけれども、先般の全員協議会において、皆さんの貴重なご意見をいただいた、これは大変、私にとってもよかったなというふうに思っているところでございます。

今後、先ほど嶋中議員のご質問にもお答えしましたとおり、民意をもっときちんと、住民の皆さんにいろいろ賛否両論を明確にお示ししながら、最終的にどう思われるのか、この確認をする必要があるのではないかとこのように今も思っている次第であります。

それから、中山道の旧近江銀行の保存活用につきまして、商工会から提案されてお

りまして、これにつきましては、中山道の数少ない歴史的建造物であり、交流館構想の町有地にも隣接しております、街道の再生のために、ぜひ残したい建造物だというふうに思っております。

先ほども、辰己議員がおっしゃりました町風、住民の皆さんの中には大変素晴らしい町風を持っておられるサークルも、60 ぐらいのサークルもございますし、そういう人材もたくさんおられる。町の風格といったものも維持していこうと思います、町は1 からやり直すというのは大変でありますけれども、今ある立派なものを生かしていくということも大事なというふうに思っているところでございます。

愛荘町合併後の6年が経過して、合併に伴う一連の整備も進んできました。これからは、若い人たちに誇りを持ってもらえる未来の愛荘町に向かって、住民の皆さん、議会の各位とも議論を交わしながら、立派な町にしていきたいなというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。20分までの休憩とさせていただきます。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時19分

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、同意第2号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（村西俊雄君） それでは、同意第2号について説明させていただきます。

同意第2号議案は、愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。教育委員会委員の要件は、地方教育行政の組織および運営に関する法律の3条から5条に定められておまして、5人の委員で組織し、その任期は4年です。

今回5人の委員のうち、山田正弘氏につきまして、平成24年3月28日を持って任期満了となりますことから、今回提案をさせていただきます愛知郡愛荘町東円堂2023番地 まつらのぼよ 松浦延代さん 昭和32年1月9日生れの方でございますが、この方

のご同意をよろしくお願ひしたいと思ひます。任期は24年3月29日から4年間、28年の3月28日となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（本田秀樹君） 本件を含め5件の人事案件の質疑・討論を省略しますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認め、質疑・討論を省略いたします。

これより、同意第2号を採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、同意第2号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第5、同意第3号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（村西俊雄君） それでは、次に、同意第3号について説明させていただきます。

同意第3号議案は、愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。公平委員会委員の要件は、地方公務員法第9条の2第2項により定められておりまして、3人の委員で組織し、その任期は4年であります。今回、現委員の杉本榮子氏が、この3月31日をもって任期が満了いたしますので、再任をいたすため議会の同意をお願いするものであります。愛知郡愛荘町市1818番地2 ^{すぎもとえいこ} 杉本榮子さん 昭和29年10月6日生れの方でございまして、任期は平成24年4月1日から4年間、平成28年の3月31日までということになります。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（本田秀樹君） 人事案件につき質疑・討論を省略し、これより、同意第3号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、同意第3号 愛荘町公平委員会委員

の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第6、同意第4号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（村西俊雄君） それでは、同意第4号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

この委員は、地方税法第423条および愛荘町固定資産評価審査委員会委員条例によりまして定められておりまして、3人の委員で組織し、その任期は3年であります。今般、この3月31日で任期が満了となりますため、議案の愛荘町川原801番地ふくはらよしひろ福原由弘さん 昭和21年9月20日生れの方でございますが、再任をお願いするものでございます。任期は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 人事案件につき質疑・討論を省略し、これより、同意第4号を採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、同意第4号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎同意第5号の上程、説明、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第7、同意第5号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（村西俊雄君） 同意第5号でございます。

同じく、愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。愛知郡愛荘町竹原723番地まへがわとよみ前川豊美さん 昭和23年11月25日生れの方でございます。任期は同じく平成24年4月1日から平成27年の3月31日まででございます。再任をお願いするものでございます。どうぞよろしく願い

いたします。

○議長（本田秀樹君） 人事案件につき質疑・討論を省略し、これより、同意第5号を採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、同意第5号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎同意第6号の上程、説明、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第8、同意第6号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（村西俊雄君） 同意第6号、同じく固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

愛知郡愛荘町島川 1392 番地 ^{にしむらしげひさ}西村繁久さん 昭和40年1月21日生れの方でございますが、24年4月1日から平成27年の3月31日までの任期で再任をお願いしようとするものでございます。

今般、その評価審査委員会の委員3人につきましては、全員再任をお願いしようとするものでございまして、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 人事案件につき質疑・討論を省略し、これより、同意第6号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、同意第6号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第9、議案第7号 秦荘東小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康・子ども対策主監。

○健康・子ども対策主監（小西文子君） 議案第7号 秦荘東小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて。

秦荘東小学校区学童保育所の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

公の施設の所在地および名称、愛荘町東出25番地 秦荘東小学校区学童保育所
指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名、愛荘町東出25番地 秦荘東小学校区域学童保育所保護者会 会長 石原 衛
指定の期間、平成24年4月1日から平成29年3月31日でございます。
よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。本案は原案どおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第7号 秦荘東小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案どおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第10、議案第8号 秦荘西東小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康・子ども対策主監。

○健康・子ども対策主監（小西文子君） 議案第8号 秦荘西小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて。

秦荘西小学校区学童保育所の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

所在地、愛荘町島川 1162 番地 名称、秦荘西小学校区学童保育所
指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名、愛荘町島川 1162 番地
秦荘西小学校区学童保育所保護者会 代表者名、会長 佐井美紀
指定の期間、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日
よろしくお願ひいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありますか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。
これより、議案第 8 号を採決します。本案は原案どおり決定することに賛成の諸君
の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第 8 号 秦荘西小学校区学童保
育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決され
ました。

◎議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第 11、議案第 9 号 愛荘町立福祉センターラポール秦
荘けんこうプールおよびふれあい福祉施設の指定管理者の指定につき議決を求め
ることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監（杉本幸雄君） 議案第 9 号でございます。愛荘町立福祉センターラ
ポール秦荘けんこうプールおよびふれあい福祉施設の指定管理者の指定につき議決を
求めることについてでございます。

愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプールおよびふれあい福祉施設の指定
管理者を、次のとおり指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に
より、議決をお願いするものでございます。

1 として、公の施設の所在地および名称、愛荘町蚊野 2978 番地の 1 愛荘町立福

祉センターラポール秦荘けんこうプール、続いて愛荘町安孫子 1216 番地の 1 愛荘町立福祉センターラポール秦荘はつらつドーム・同 ふれあい広場でございます。

指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名、(1) 所在地 滋賀県彦根市中央町 7 番 47 号 (2) 名称 有限会社マーメイド (3) 代表者 代表取締役 竹田大輔

指定の期間、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 9 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第 9 号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプールおよびふれあい福祉施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第 12、議案第 10 号 愛荘町環境保全のための特定旅館建築の規制に関する条例の制定についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監（田原秀郷君） それでは、議案第 10 号 愛荘町環境保全のための特定旅館建築の規制に関する条例を説明させていただきます。

説明資料としましては、1 ページをお願いいたします。まず、条例制定の理由でございますけれども、愛荘町では湖東三山スマートインターチェンジの整備が進んでおり、町の発展が期待されているところです。しかし、それに伴う多くのインターチェ

ンジ付近で見られるラブホテルやモーテルのような類似施設の建築が懸念され、特に青少年の健全育成に必要な教育環境や町内の生活環境への悪影響が心配されます。

また、開発指導要綱により、都市計画法の基準に満たない小規模な開発について、一定の規制をしてきた経緯があり、今後においても町内の環境を良好なものとして保全するためにも、町内における特定旅館について、風営法や滋賀県風営法施行条例による規制と合わせて規制していくことにより、清浄な生活環境および青少年の健全育成に必要な教育環境ならびに景観の保全を図ることを目的に、愛荘町環境保全のための特定旅館建築の規制に関する条例を制定するものでございます。

なお、規制の対象となる区域は、役場庁舎、図書館、博物館、地域総合センター、公民館、集会所、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、都市公園、スポーツ施設、社会福祉施設等および住宅地およびその周辺等でございます。

条例の要旨としましては、1条では目的、2条では規制の基本理念、3条では定義、4条では建築主の責務、5条では建築計画の届出および公開、6条では町長の同意、7条では申請の手続き、8条では同意の基準、9条では指導および勧告、10条では中止命令等および公表、11条では屋外広告物の規制、12条では報告徴収および立入調査、13条では自主解決、14条では審査会、15条では委任となっております。

条例の施行日は公布の日から施行をいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第10号 愛荘町環境保全のための特定旅館建築の規制に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第13、議案第11号 愛荘町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監（田原秀郷君） 議案第11号 愛荘町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

説明資料につきましては2ページをお願いいたします。まず、条例の一部を改正する理由につきましては、愛荘町環境保全のための特定旅館建築の規制に関する条例の制定に伴い、同条例第14条で規定する愛荘町特定旅館規制審査会の設置に伴う委員報酬を追加するものでございます。

改正する条例の要旨としましては、参考資料の6ページの別表の最後でございますけれども、アンダーラインのところですが、最後には日額7,000円を追加するものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第11号 愛荘町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第14 議案第12号 愛荘町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監（福田俊男君） 議案第12号 愛荘町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

別冊の説明資料7ページでございます。改正の理由といたしましては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、障がい保健福祉施策を見直すまでの間において、障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が平成22年12月10日に公布され、その一部が平成24年4月1日から施行されるに伴い、非常勤の職員のもの公務上の災害に対する補償に関する制度等について、所要の整理をするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、15ページでございますが、第1条 愛荘町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、第15条第2号を次のように改める。第2号 障がい者自立支援法第5条第13項に規定する障がい者支援施設に入所している場合。

第15条に次の1号を加えるということで、第3号 障がい者支援施設に準ずる施設として規則で定めるものに入所する場合。

第2条 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号を次のように改める。第2号 障がい者自立支援法第5条第1項に規定する障がい者支援施設に入所している場合。第9条の2第1項に次の1号を加えるということで、第3号 障がい者支援施設に準じる施設として規則で定めるものに入所している場合。

第9条の2第2項を次のように改めるということで、第2項 介護補償は、月を単位として支給する。

付則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第12号 愛荘町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第15、議案第13号 愛荘町税条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

○収納管理主監（辻 善嗣君） それでは、議案第13号について説明をさせていただきます。議案書の17ページ、別冊説明資料は12ページでございます。それでは、別冊説明資料の12ページで説明をさせていただきます。

今回の改正の理由でございますが、昨年、第179回、国会臨時会におきまして成立いたしました地方税法の改正等に伴うものが主なものでございまして、個人町民税、町たばこ税について、町税条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正点についてご説明申し上げます。

まず、32条は個人の均等割の税率の軽減の規定でございますが、個人町民税の均等割につきましては、平成16年度から全国統一の標準税率が導入をされました。納税義務を負う夫、逆もございまして、その方と生計を一にする妻（夫もあります）の均等割については、非課税とされておりましたけれども、税負担の公平性の観点から段階的に廃止をされまして、平成17年度は2分の1、平成18年度は全額課税とされたところでございます。

これらの財政に合わせまして、本町を除きます県下の全市町では、この条項が削除をされておりましたが、本町におきましては、合併直前の旧の条例にこの規定がございました。削除漏れというのが判明をいたしましたので、今回の改正に合わせて削除

をさせていただきたいというものでございます。

第 95 条では、町たばこ税の税率についてでございますが、平成 25 年 4 月 1 日から、1,000 本当たり 4,618 円を 5,262 円に 644 円引き上げるものでございます。これは、県たばこ税の一部を町へ税源委譲されるもので、たばこの価格に変動はございません。

付則第 9 条は、25 年 1 月 1 日以後に支給されます退職所得にかかる住民税所得割の 10% 税額控除がありますが、これを廃止するものでございます。

付則第 16 条の 2 は、旧三級品の町たばこ税の税率につきまして、本則第 95 条と同様に、25 年 1 月 1 日から 1,000 本当たり 2,190 円を 2,495 円に 305 円引き上げるものでございます。

付則第 23 条は、東日本大震災にかかります雑損控除の特例でございます。第 1 項では、災害関連支出について、申告書を提出する日の前日までに支出したものを損失対象金額として条例の規定を適用できる規定を追加するものでございます。第 2 項から第 5 項までは地方税法の規定に合わせて条項、文言を改めるものでございます。

付則第 25 条は、個人町民税の税率の特例として、新たに追加するもので、東日本大震災からの復興を図るために、全国的に、かつ緊急に、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間に限りまして、個人住民税の均等割の現行標準税率（3,000 円）ですが、これに年 500 円を加算させていただくものでございます。

改正付則関係につきましては、第 1 条から第 3 条まで、それぞれの施行日と経過措置を定めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15 番、辰己 保君。

○15 番（辰己 保君） 15 番、辰己。2 点質疑を行います。

25 条に伴って均等割が 500 円加算されるわけですが、500 円を加算する総額ですね、総額はどれだけかというのがまず 1 つ。その 500 円の加算分は、東北大震災復興基本法に基づく、全国的に、かつ緊急に、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するためということが言われています。それで、この財源が、どのような場合に使途されるのか。その手順をどのように聞いておられるのか、答弁

をいただいております。

○議長（本田秀樹君） 収納管理主監。

○収納管理主監（辻 善嗣君） 辰己議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

25条の改正で、これ全国的に町税法の改正によるものでございます。金額がどのぐらいになるのかということでございますが、均等割の納税義務者、現在は約9,500名おられます。これに年額500円をプラスさせていただきますので、470万円程度というところを、今見込んでおります。

何に充当するのかにつきましては、総務がお答えをさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（福田俊男君） ご質問にお答えしたいと思います。

復興の譲渡財源のお話でございますが、大きくくりまして復旧復興のための財源に充当されるものと理解いたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己。反対討論を行います。

まずはじめに、税条例第32条の削除について、一言申し上げておきます。今回、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかる地方税の臨時特例として町民税均等割を500円加算することによる条例整備の確認作業において、第32条の不条理を見つけ出すことができたと推察します。議会においても、新たな議会運営の実施によって、取り立てて問題にはしない議案ではありますが、上位法との不整合を見つけ出すことができました。こうしたことから、各所管においても合併時の条文について、問題意識をもって点検されることをまず進言しておきます。

さて、本題ですが、今回の改正は、先ほど述べたように、東日本大震災からの復興に関し、地方税の特例措置として住民税個人均等割を現行3000円に500円を加算する条例改正です。基本理念は理解するものですが、全国自治体が行う緊急防災ゲンサイ事業の地方負担分と年間8,000億円の費用をまかなうとして、低所得者や被災者を含め、県民税均等割額500円と合わせて1,000円の増税策であります。所得税法の改

正で、昨年度から 16 歳未満児の年少者控除が廃止され、2013 年 4 月 1 日からは退職所得に対する 10%税額控除が廃止されます。

このように財源確保と言って、庶民増税を押し付ける一方で、法人税実行税率が 5 % 引き下げられる理不尽な税制改正を批判して、反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。9 番、西澤久仁雄君。

○9 番（西澤久仁雄君） 9 番、西澤久仁雄です。議案第 1 3 号 愛荘町税条例の一部を改正する条例に、賛成討論を行います。

今回、提案されている条例改正は、経済社会の構造の変化に対応をした税制の構築を図るための地方税方の改正や、東日本大震災の復興に関し、地方が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかる地方税法の臨時特例に関する法律などの公布に伴い、本町の税条例を改正されるものであります。

また、法人税の改正による県と町の増減収を調整するため、県たばこ税の一部を町へ税源委譲されるのをはじめに、東日本大震災の被害者が本町の住民となられた場合の負担の軽減臨時措置として、震災からの復興を図ることを目的に、全国に実施される防災のための施策に必要な財源を確保するなど、国、地方財源が厳しい中であって、やむを得ないと考え、本条例に賛成するものであります。

議員各位におかれましても、本条例一部改正にご賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより、議案第 1 3 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 賛成多数です。よって、議案第 1 3 号 愛荘町税条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

◎議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第 1 6、議案第 1 4 号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監（福田俊男君） 議案第 1 4 号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例

について、ご説明させていただきます。

別冊説明資料の 19 ページでございます。改正の理由といたしましては、認可地縁団体の告示事項証明および印鑑登録証明の発行にかかります手数料につきましては、その他町長が必要と認めた事件の証明手数料として徴収いたしておりますが、徴収すべき書類および金額として整理するために、町税の一部を改正するものでございます。

議案書の 19 ページに戻っていただきまして、愛荘町手数料条例の一部を次のように改正するというので、別表第 1 中、「布団、カーペット等処分手数料」の次に、「地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、町長の許可を得たものに係る同条第 10 項の規定により告示した認可地縁団体告示事項証明書交付手数料、1 件につき 300 円」、「愛荘町認可地縁団体印鑑条例第 11 条の規定に基づき認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料、1 件につき 300 円」を加えるものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 14 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第 14 号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第 17、議案第 15 号 愛荘町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監（福田俊男君） 議案第15号 愛荘町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例をご説明させていただきます。

別冊説明資料の21ページでございます。改正の理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律の執行により、個々の行政財産の性格を踏まえつつ、有効活用できるように、行政財産の貸付等を行うことができる場合の範囲が拡大されたことにより、行政財産の貸付等を行う場合の手続きについて、普通財産の貸付を行う場合と同様とするなど、条文の整理など、所要の整備を行うことから、条例の一部を改正するものでございます。

議案書の20ページでございますが、第1条を次のように改めるということで、第1条 この条例は、地方自治法第237条の規定に基づき、財産の交換、譲与、無償貸付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第3条に、第5号 公益施設用地として町に寄附を受けた財産を、法第260条の2第1項の規定により、許可を受けた地縁による団体に、当該寄附の目的に応じて使用することを条件に譲渡するときを加えるものです。

第4条に、第3号 前2号に掲げる場合のほか、町長が特に必要があると認めるときを加える。

第1項の次に、第2項 前項の規定は、普通財産を貸付以外の方法により使用する場合について準用するを加えるものでございます。

第5条から第7条までは、1条ずつ繰り下げ、第4条の次に、第5条 行政財産の無償貸付、減額貸付等といたしまして、前条第1項の規定は、行政財産を貸し付け、またはこれに地上権もしくは地役権を設定する場合について準用するを加えるものでございます。

第8条の次に第9条、委任といたしまして、この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定めるを加えるものでございます。

付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第15号 愛荘町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第18、議案第16号 愛荘町公民館条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（村西作雄君） 議案第16号 愛荘町公民館条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。この条例は、老朽化により、本年3月31日をもって、秦荘公民館を閉鎖することに伴い、愛荘町公民館条例の一部を改正をお願いするものでございます。

愛荘町公民館条例の一部を次のように改正するとしまして、第2条の表中愛荘町立秦荘公民館の項を削るものでございます。別表第1項中 愛荘町立愛知川公民館使用料を使用料に改めるものでございます。同表第2項中 愛荘町立愛知川公民館附帯設備等の使用料を、附帯設備等の使用料に改めるものでございます。

加えまして、同条第3項を削るものでございます。

付則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番、外川議員。

○5番（外川善正君） 5番、外川善正。質疑を行います。

本件に関して、一点確認したいことがありますので、それをお願いします。この秦荘公民館は、長年、ちょうど議論してきて今日に至ったわけですが、この件に関しては、本来から地元との協議をお願いしますということで話をしておりまして、最終的

ここに至ったということは、地元の協議が完了したというふうに理解しております。そこで、地元の方、つまり、蚊野および東部の集落の皆さん、了解はされたのですか、されていなかったのか、そこだけちょっとお聞きしたいと思います。ひとつよろしくお願ひします。

○議長（本田秀樹君） 教育次長。

○教育次長（村西作雄君） お答えをしたいと思います。

この秦荘公民館の閉鎖問題につきましては、確か、平成20年度から地元蚊野地区へ入らせていただいて、以降、当時の区長さま、あるいは役員の方々とも閉鎖についていろいろご協議をさせていただきました。その議論の経緯にしましては、あのままの建物で何かできないかというようなご意見なり、議論をさせていただいたと記憶しておりますけれども、最終的に昨年、社会資本整備の関係で、あの土地を有効活用をするという具体の計画案を示させていただいた中で、一定の理解をいただいたと認識しております。

また、加えまして、東部地区11集落の区長さんにも、何回となくお呼びいただいて、同じくそういった活用案についても示させていただいて、ご理解をいただいたというふうに認識しておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（本田秀樹君） 5番、外川善正君。

○5番（外川善正君） そこで、確認については、口頭確認か、議事録確認か、どちらでしたか。

○議長（本田秀樹君） 教育次長。

○教育次長（村西作雄君） 議事録で確認をさせていただいております。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

暫時休憩いたします。

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第16号を採決します。本案は愛荘町議会の議決に付すべき公の施

設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例第2条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意が必要です。よって、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 座ってください。出席者16名中、16名が賛成です。出席議員の3分の2以上の同意がありましたから、議案第16号 愛荘町公民館条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第19、議案第17号 愛荘町立図書館条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（村西作雄君） それでは、議案第17号 愛荘町立図書館条例の一部を改正する条例を説明をいたします。

説明資料29ページをご覧ください。愛荘町立図書館条例の一部を改正する理由がありますが、地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律により、図書館法の一部改正が行われ、平成23年8月30日公布、平成24年4月1日から施行されることから、これまで図書館法で定められていた図書館協議会の委員の任命の基準は削除され、その基準については、文部科学省令で定める基準を参酌して、地域の実情に応じた地方公共団体の条例で定めることとされたため、一部改正を行うものでございます。

議案書23ページでございます。議案第17号 愛荘町立図書館条例の一部を改正する条例でございます。この条例の一部を次のように改正するものでございます。第4条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に、次の1項を加えるものでございます。3 委員は、町内に住所を有する者および町内事業所に勤務する者で、図書館について識見を有する者の中から教育委員会が任命する。

付則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第17号 愛荘町立図書館条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第20、議案第18号 愛荘町立歴史文化博物館条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（村西作雄君） 議案第18号 愛荘町立歴史文化博物館条例の一部を改正する条例を、ご説明をさせていただきます。

説明資料31ページをご覧ください。これも、先ほどの図書館条例の改正と同じでございまして、博物館法の一部改正が行われまして、平成23年8月30日公布、平成24年4月1日から施行されることから、これまで博物館法で定められていました博物館協議会の委員の任命の基準は削除され、この基準について文部科学省令で定める基準を参酌して、地域の実情に応じた地方公共団体の条例で定めることとされたため、その一部改正を行うものでございます。

議案書は24ページでございますけれども、愛荘町立歴史文化博物館条例の一部を改正する条例としまして、その一部を次のように改正するものでございます。第13条に次の1項を加えることとしまして、3 博物館協議会委員は、町内に住所を有する者および町内事業所に勤務する者で、博物館について識見を有する者の中から教育委員会が任命する。

付則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第18号 愛荘町立歴史文化博物館条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第21、議案第19号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監（田原秀郷君） 議案第19号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を説明させていただきます。

説明資料の方、33ページをお願いいたします。一部を改正する理由といたしましては、国の道路法施行令の一部改正が行われ、平成23年10月20日施行されたことから、町が管理する愛荘町道路占用料徴収条例を改正するものでございます。

条例の占用料は、道路法施行令で定められた額等を引用しており、今回、都市再生特別措置法の改正に伴い、にぎわいの創出・地域の活性化の観点より、占用許可対象物件が拡大され、国の道路法施行令の一部改正が行われたため、条例の別表の一部を改正するものであります。

国の道路法施行令の改正内容としては、2点ありまして、1点目につきましては、食事施設等の設置場所拡大でございます。高速自動車国道および自動車専用道路のサービスエリアのみに認められていた施設が、国道、都道府県道、市町村道に拡大するものでございます。

2点目の特定都市道路の上空占用としましては、高度地区の高速自動車国道および自動車専用道路の上空に限って認められていた店舗、駐車場等の占用を都市再生特別

措置法に基づく特定都市道路の上空にも拡大をされたものでございます。

一部を改正する条例の要旨としましては、道路法施行令第7条第6号から第10号において、条項の追加、削除、並び替えがされており、条項のずれが発生します。そのため、条例で施行令を準用している別表の38ページから41ページにかけて、アンダーラインの部分を改正しているものであります。

この条例の施行としましては、24年の4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第19号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第22、議案第20号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小杉善範君） それでは、議案第20号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について、ご説明をさせていただきます。

地方自治法第286条第1項の規定により、滋賀県市町村職員研修センター規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案書31ページであります。滋賀県市町村職員研修センター規約の一部を改正する条例としまして、第11条第1項第2号中「財団法人滋賀県市町村振興協会」を「公

益財団法人滋賀県市町村振興協会」に改めるものであります。

付則としまして、この規約は、滋賀県知事の許可があった日から施行することとしております。よろしくお願ひします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありますか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。
これより、議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第20号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第23、議案第21号 議会の議決を得た契約の変更についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（村西作雄君） 議案書32ページでございます。議案第21号 議会の議決を得た契約の変更について、ご説明をいたします。

次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契約の目的 | 平成22年度工事（繰越）第116号
秦荘東小学校大規模改修第2期および秦荘西小学校厨房室等
改修工事（建築） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 変更契約の金額 | 変更前の契約金額 1億7,825万8,500円
変更後の契約金額 1億8,058万5,300円 |

4 契約の相手方 滋賀県彦根市小泉町 78 番地の 21
株式会社 伊藤組
代表取締役 奥田秀

でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 2 1 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第 2 1 号 議会の議決を得た契約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（本田秀樹君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

再開は、3月5日、13時30分から本会議を開催します。ご出席ください。本日はこれで延会します。

ご苦労さまでございました。

延会 午後4時27分